

第一百九十三回
午前十時開会

参議院厚生労働委員会会議録第二十号

(二七九)

平成二十九年五月三十日(火曜日)

委員の異動

五月二十六日 辞任

小野田紀美君

補欠選任

馬場 成志君

五月二十九日 辞任

石橋 通宏君

補欠選任

宮沢 由佳君

五月三十日 辞任

宮沢 由佳君

補欠選任

神本美恵子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

羽生田 優君

島村 大君

そのだ修光君

高階恵美子君

足立 信也君

山本 香苗君

石井みどり君

小川 克巳君

太田 房江君

木村 義雄君

自見はなこ君

馬場 成志君

藤井 基之君

三原じゅん子君

官島 喜文君

神本美恵子君

川合 孝典君

川田 龍平君

厚生労働省健康

局長

熊野 正士君

厚生労働省医

福島 靖正君

厚生労働省医

厚生労働省衛生局

厚生労働省衛生局

厚生労働省雇用

厚生労働省職業

厚生労働省社

厚生労働省老健

厚生労働省年金

厚生労働省空手不ツト

○委員長(羽生田優君)政府参考人の出席要求に

厚生労働省医

長

片山 大介君

福島みづほ君

薬師寺みちよ君

厚生労働省医

厚生労働省衛生局

厚生労働省衛生局

厚生労働省雇用

厚生労働省職業

厚生労働省社

厚生労働省老健

厚生労働省年金

厚生労働省空手不ツト

厚生労働省医

長

北島 智子君

吉田 正之君

吉田 学君

吉田 敬一君

吉田 智子君

吉田 靖正君

吉田 裕二君

厚生労働省医

長

牧山ひろえ君

宮沢 由佳君

宮沢 靖正君

宮沢 靖正君

宮沢 靖正君

宮沢 靖正君

宮沢 靖正君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

牧山ひろえ君

宮沢 由佳君

宮沢 由佳君

宮沢 由佳君

宮沢 由佳君

宮沢 由佳君

宮沢 由佳君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

牧山ひろえ君

宮沢 由佳君

宮沢 由佳君

宮沢 由佳君

宮沢 由佳君

宮沢 由佳君

宮沢 由佳君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

長

神田 裕二君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

武田 俊彦君

厚生労働省医

○委員長(羽生田俊君) 参考人の出席要求に關する件についてお諮りいたします。

社会保障及び労働問題等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、年金積立金管理運用独立行政法人理事長高橋則広君を参考人として出席を求めるに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生田俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(羽生田俊君) 社会保障及び労働問題等に関する調査を議題といたします。

○委員長(羽生田俊君) 腸器移植の実施状況等に関する附帯決議に基づき、臓器移植の実施状況等について御報告申し上げます。

○国務大臣(塙崎恭久君) 腸器移植に関する法律が経過をいたします。この間、善意により臓器を提供された多くの方々、また、様々な立場から移植医療の普及に取り組んでこられました。関係者の皆様方に心から感謝を申し上げます。

本年三月末現在の移植希望登録者数及び平成二十八年度の移植実施数は、配付の報告書のとおりでございます。平成九年の法施行から本年三月末までの間に、法に基づく四百四十一名の方が脳死と判定され、臓器を提供をされています。このうち、改正法が全面施行された平成二十二年七月十七日から本年三月末までの間に提供された方は三百五十五名でございます。このうち、改正法により可能となつた、本人の書面による意思表示がなく、家族

の書面による承諾に基づく提供は二百六十九名となつています。また、そのうち十五歳未満の小児からの臓器提供は十三名となっています。

脳死下での臓器提供を実施することができる施設や移植を実施することができる施設においても、報告書に記載したとおり、いずれも着実に整備が進められております。

次に、移植結果について申し上げます。

平成九年の法施行後に実施をされた移植に関する生存率と生着率は配付の報告書のとおりですが、国際的に見ても良好な結果を残すことができていていると考えております。厚生労働省では、今後とも、公益社団法人日本臓器移植ネットワークとともに、臓器移植に関する知識の普及や、臓器提供に関する意思表示を行つていただくための啓発を進めます。また、臓器提供施設の体制整備等のための支援や、脳死判定等が適切に行われたかどうかの検証作業も継続してまいります。

厚生労働省では、既に重々御承知のことと思います。ただ、受動喫煙対策の議論になると様々な人々が様々な解釈に基づく持論を展開なさるので、事の真偽があやふやになるときがござります。本日は、多くの国民の皆様へ何が問題でどうしなければならないのかを御理解いただきたいと思います。ただ、受動喫煙とは、たばこを吸つた人が吐いをどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

そもそも受動喫煙とはどのようなものかであります。受動喫煙とは、たばこを吸つた人が吐いを自分の意思とは関係なく吸い込んでしまうことをいいます。受動喫煙対策とは、喫煙している本人の健康ではなく、喫煙者が吐いた煙を周りの人が吸い込み、その煙がもととなって健康を害することを問題にしています。決して喫煙している方に禁煙しろと言つてはいるわけではありません。喫煙者の権利を奪うものではなく、煙が苦手な方やぜんそく等の疾病によって耐えられない方々にちょっととした思いやりの気持ちを持って接していくべきだと、このように思つてゐるわけでございます。

それでは、受動喫煙の健康被害とは具体的にどのようなものがあるのか。この点につきましては、厚労省の喫煙の健康影響に関する検討会、これが昨年九月に報告書をまとめております。報告書の第六節、受動喫煙による健康影響の箇所には、受動喫煙が健康への程度影響があるかを科学的証拠に照らし合わせて評価しています。具体的に御紹介しますと、受動喫煙との関連について、科学的証拠は因果関係を推定するのに十分である、これをレベル一と言うらしいんですが、こ

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○三原じゅん子君 自民党的三原じゅん子でござります。

本日は受動喫煙対策について質問をさせていただきたいと思います。

受動喫煙対策の必要性については、ここにおられます厚労委員の先生方はもう既に重々御承知のことだと思います。

のレベル一と判定された疾患は、成人では肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、呼吸器ではぜんそく、快感、鼻の刺激感、子供への影響ではぜんそく、乳幼児突然死症候群となっています。この六つの疾患は受動喫煙が原因である、因果関係があるとするとすることに十分な科学的証拠があると評価されています。

さらに、昨年八月には国立がん研究センターが、受動喫煙による日本人の肺がんリスク評価、ほぼ確実から確実へと、日本人の非喫煙者を対象として受動喫煙と肺がんとの関連に関する研究結果を発表しました。

国立がん研究センターは、受動喫煙による肺がんリスクは科学的に明確であり、世界的には既に確定という結論が明確に示され、たばこ規制枠組条約などにおいて世界共通の問題として対策を進められてきたと前置きをした上で、受動喫煙による疾病リスクが明確に示された以上、たばこの煙にさらされることは人々の健康に危害を与えることと社会全体に強く認識されるべきです、我が国においても、受動喫煙による健康被害を防ぐため、公共交通の場及び職場での屋内全面禁煙の法制化などをたばこ規制枠組条約で推進されている受動喫煙防止策を実施することが必要ですと力強く述べています。

国立がん研究センターの発表に、J-Tが昨年八月に、本研究結果だけをもつて受動喫煙と肺がんの関係が確實になったと結論付けることは困難であるとか、受動喫煙の疾病リスクについて述べています。

この国立がん研究センターの発表によると、J-Tが昨年八月に、本研究結果だけをもつて受動喫煙と肺がんの関係が確實になったと結論付けることは困難であるとか、受動喫煙の疾病リスクについて

は、受動喫煙によってリスクが上昇するという結果と上昇するとは言えないという結果の両方が示されています。

されており、科学的に説得力のある形で結論付けられていないというコメントを出しました。これは、受動喫煙によってリスクが上昇するという結果に対しても、もう一度国立がん研究センターは、J-Tのコメントが、国立がん研究センターが行つた

科学的なアプローチに対し十分な理解がなされておらず、その結果として受動喫煙の害を軽く考える結論に至っている、当センターとは全く異なる見解として、まあ異例の反論ですね、異例の反論

をしたことでニュースにもなりましたので、先生方も記憶に残っていると思っています。

厚労省が行つた喫煙の健康影響に関する検討会の報告書や国立がん研究センターが行つた受動喫煙による日本人の肺がんリスクに関する調査結果を踏まえても、受動喫煙が人々の健康へ害を及ぼすことは明らかです。受動喫煙の被害を確実に防ぐために、実効性のある、つまり効果のある対策を講じ、しっかりと取り組まないことは、もはや国際的には全く認められるものではないことが明らかだと言えると思います。

それでは、今なぜ受動喫煙対策を強化しなければならないのかについて質問をさせていただきました。

私の理解は、先ほど御紹介しました喫煙の健康影響に関する検討会の報告書の「はじめに」の部分で説明されているとおりです。具体的には、受

動喫煙問題など喫煙に関する新たな科学的知見が蓄積されたこと、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約が発効したこと、第二期がん対策推進基本計画が策定されたこと、健康日本21が開始などの状況変化があつたこと、さらに、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて受動喫煙防止対策を強化する必要があることであります。

そもそも、日本は、FCTC批准国として、第八条、職場、公共交通、公共の場所などで人々をたばこの煙から保護するということを二〇〇五年の公布以降取り組んでこなければならなかつたんです。

ところが、今回大もめしていることも分かるとおり、たばこに関する改革というのは進めるのが非常に困難です。幾ら、受動喫煙対策だと、禁煙対策ではないんだと言つても、ラーメン食べながらたばこ吸いたいとか、居酒屋が禁煙になつたら客が減るとか、いろいろな意見が出て大騒ぎになつています。大臣も副大臣も、そして健康局の皆さんも大変御苦労なさつていてることと思います。

○政府参考人(福島靖正君) お答えいたします。

二〇一〇年七月のWHOとIOCによるたばこのないオリンピックを共同で推進するとの合意以降、オリンピック・パラリンピックが開催されましたのは、二〇一二年のイギリス・ロンドン、二〇一四年のロシアのソチ、二〇一六年のブラジル・リオ、二〇一八年には開催予定でございますが、韓国の平昌でございますが、これらは全て国レベルで、飲食店を含む公衆の集まる場、パブリックプレースでの罰則付きの敷地内禁煙、屋内禁煙なし原則屋内禁煙とする対策が行われております。

○三原じゅん子君 そうなんですが、二〇一〇年に開催されたオリンピック・パラリンピックの開催国で、受動喫煙対策、整備しなかつた国はなんですね。

今、飲食店の受動喫煙対策についてお答えをもらいましたが、厚労省と自民党とが非常にもめ

奥煙対策を真剣に対応せざるを得なくなつたんです。その大きなきつかけになつているのが二〇一二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の招致です。二〇一〇年にWHOとIOCが健全なライフスタイルに関する合意に調印して以降、全てのオリンピック・パラリンピック開催国は、一定合意内容に記載されている、たばこのないオリンピックの実現に向けて国内法制度を整備していると理解しています。

東京オリンピック・パラリンピックの話をすると、開催地だけでやればいいじゃないかという意見もあるようですが、受動喫煙対策は、開催国として、国として対応しなければならないはずだと私は考えております。

そこで、局長にお伺いをしたいと思います。

二〇一〇年のWHOとIOCの合意以降、オリンピック・パラリンピックの開催国で受動喫煙対策に関する罰則付きの法制度を整備しなかつた国はあるのでしょうか。あれば、その国をお答えください。

○政府参考人(福島靖正君) お答えいたしました。

二〇一〇年七月のWHOとIOCによるたばこのないオリンピックを共同で推進するとの合意以降、オリンピック・パラリンピックが開催されましたのは、二〇一二年のイギリス・ロンドン、二〇一四年のロシアのソチ、二〇一六年のブラジル・リオ、二〇一八年には開催予定でございますが、韓国の平昌でございますが、これらは全て国レベルで、飲食店を含む公衆の集まる場、パブリックプレースでの罰則付きの敷地内禁煙、屋内禁煙なし原則屋内禁煙とする対策が行われております。

そこで伺いたいのですが、二〇一〇年のWHOとIOCの合意以降、食堂、ラーメン店、居酒屋など、いわゆる一般の人々が多数訪れる飲食店を喫煙可とした国はなんですか。自民党は、飲食店を一くくりにして、客席百席以下は、禁煙、喫煙、分煙といった表示をするべき喫煙可とする制度を恒久措置にしてほしいと要請しており、最近の報道によると、厚労省は自民党へ歩み寄り、WHOとIOCの合意以降、初めて一定規模以下の食堂やラーメン店、居酒屋など一般の人々が多数訪れる飲食店を喫煙可とするという記事を読みました。

○政府参考人(福島靖正君) お答えいたします。

IOC、WHOの合意後、日本の食堂、ラーメン店、居酒屋に相当するような一般的な飲食店を喫煙可としております。日本がこうした例外を認めた場合

であります。ちなみに、私は現在の厚労省案は絶対に維持するべきだと思っています。

昨年の十月に厚労省が示した考え方の案では、一定面積以下の小規模なスナック、バーが規制対象外となっていました。小規模なスナック、バーを規制対象外とした理由。小規模ならママさんが一人でやつている可能性が高く、他に従業員がないければ従業員の受動喫煙は妨げること、また、スナック、バーなら夜に営業するところが多く、お客様も限られているので、家族連れ、未成年、妊娠婦、様々な患者の方々や観光客なども来る可能性が低いだろうということが理由だったと伺っております。

ところが、規制強化に反対する方々は、ラーメン食べながらたばこ吸いたいとか飲食店の売上げが落ちるなどの理由で、食堂もラーメン店も居酒屋なども、一般の方々が多く訪れるであろう飲食店を一くくりとして規制対象外とするすることを要望しています。

そこで伺いたいのですが、二〇一〇年のWHOとIOCの合意以降、食堂、ラーメン店、居酒屋など、いわゆる一般の人々が多数訪れる飲食店を喫煙可とした国はなんですか。自民党は、飲食店を一くくりにして、客席百席以下は、禁煙、喫煙、分煙といった表示をするべき喫煙可とする制度を恒久措置にしてほしいと要請しており、最近の報道によると、厚労省は自民党へ歩み寄り、WHOとIOCの合意以降、初めて一定規模以下の食堂やラーメン店、居酒屋など一般の人々が多数訪れる飲食店を喫煙可とするという記事を読みました。

この点について、先週、衆議院の厚労委員会で民進党の井坂議員が、客席面積が百平米以下の店舗は飲食店全体のどのくらいを占めるのかという質問をなさいました。そのときの局長の答弁から、東京都のサンプル調査では、客席面積が百平米以下の飲食店は八五・七%もあることが判明しました。東京の飲食店の八五・七%、約九割、ほとんどの飲食店では喫煙可となり、この甚だしく骨抜きにされた制度が恒久措置となると、そういう可能性まである。こんなことが受動喫煙対策として認められるんでしょうか。

平成二十七年、最新の国民健康・栄養調査によると、受動喫煙を受ける場所に関して、四一・四%の方が飲食店と回答しています。国民は飲食店で受動喫煙の被害を受けていると答えているんです。四一・四%もの国民がです。

厚労省も自民党の幹部の方々もこの議論に相当疲れいて、少しだらい飲食店を認めてもいいかなんて思われているかもしれませんが、でも、本当に、日本が初めて一定規模以下の食堂、ラーメン店、居酒屋といった飲食店を喫煙可としてし

まつていいくんでしょうか。あれだけ日本中が歓喜し、オールジャパンで獲得した東京オリンピック・パラリンピック、誘致するとき、いいことたくさん並べていました。それを開催国として、先進国として、こういうことならば、私は恥を知らなければならぬと思つています。いや、これは国民全体の話だと私は思つていてます。だから、どうしても受動喫煙による健康被害を真劍になくしたいから今日質問をさせていただいております。どうぞ御理解をいただきたいと思います。自民党が言つている飲食店百平米以下は規制対象外とし、しかも恒久措置にするという考え方、こんなもの言語道断、もつてのほか、絶対に反対です。

そもそも日本はFCTCへ批准しています。FCTCには何が決められているのか、今回私も改めて読み直しました。国民の皆さんに是非知つておきたいと思います。この場でFCTCが締約国に法的義務を課している主な義務、十二項目、十二個あります。これを述べさせていただきます。是非聞

きなかつたんです。FCTC第五条三項、国民の健康を守る政策がたばこ産業とその利害関係者によってねじ曲げられないようにならなければならぬことへの対処、こうしたことのもしかしたら日本はできていないから毎回毎回議論が紛糾するのではないかと、そうした疑惑を持たれても仕方ないのかもしれません。こうしたことによつてFCTC批准国として私は対処しなければならないことがたくさんあると思つています。

さて次に、表示で受動喫煙の被害は妨げられるのかについてお尋ねをしたいと思います。

二〇一四年までに世界の四十九か国で国内全面禁煙とする罰則付きの法規制が施行されています。屋内全面禁煙とした国などでは国民の喫煙率が減少したことや、一般連疾患による入院リスクが減少したことや、一般の職場だけでなく、レストラン、バー、居酒屋等まで全面禁煙化が広がっている国ほど入院リスクの減少の度合いが大きかつたことが報告されています。

これまで我が国では、二〇〇三年の健康増進法

国民の健康を守る政策がたばこ産業とその利害関係者によつてねじ曲げられないようとする。たばこ使用を減らせるよう、たばこ税を上げる。受動喫煙の害を完全になくす。たばこ製品の成分、添加物を規制する。たばこ製品に関する情報を開示させる。たばこ製品のパッケージやラベルの規制を厳しく行う。国民にたばこの危険性をしっかりと警告する。たばこの広告、宣伝、販売促進活動を禁止する。たばこ依存から抜け出すための援助を行う。たばこ製品の密輸、不法取引を根絶する。子供にたばこ製品を売らない。たばこ栽培に代わる経済的に実現可能な転作を支援する。これが十二項目であります。

しかし、その一方で、職場や飲食店の店頭などに禁煙、喫煙、分煙と表示すれば望まない受動喫煙は防ぐことができると主張される方もいらっしゃいます。つまり、労働者の場合には、受動喫煙を望まないんだつたら、禁煙、喫煙、分煙の表示を見て喫煙や分煙の職場を選ばなければいい、また客として飲食店を利用する場合には、表示を見て喫煙や分煙の飲食店を選ばなければいい、こういうことのようになります。

そして次に、今や日本は二人に一人はがんにな
ると言われております。このがん患者の皆様のお

るかもしれません。しかし、じゃ、今その職場で働いている人たちの受動喫煙は防ぐことはできないです。

まだ全ての人が自分で飲食店を選択することができます。革新的な治療が現れきるわけではありません。私もそうですが、仕事をで上司から誘われたり接待でクライアントから喫煙席希望されたり、自分より立場が上の方からの要望なら我慢しなければなりません。立場の弱い女性は特にそうした断れない食事の場への同席からも働くことができます。早期発見、早期治療をすれば、がんとともに生き続けることができる環境が整つてしまいまして。特に、塩崎大臣はがん対策に熱心に取り組んでおられ、プレシジョンメディシンを促進するなど、本当にがん患者は大臣の取組に希望の光を見

私は何度も経験しているのではないかと思いま
す。私は、表示すれば受動喫煙を防げるという考
えは強者の理論だと思います。

そこで、大臣に伺いたいと思います。受動喫煙
対策として店頭へ禁煙、喫煙、分煙と表示すれば
望まない受動喫煙を防ぐことができると、本当に
そんなことができるというこのお考えに対しどの
ような評価をされておられるのか、大臣のお考え
どころが、一方で、がんだと分かると、疾患を抱
える従業員にどんなに働く意欲や能力があつた
としても、その職場には治療と仕事の両立を支援
する環境が十分に整つておらず、就業を継続した
り、治療のために休職をした後、復職することが
困難な状況にあるなど、がん患者の就労の問題と
いうのは本当に深刻であります。

をお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(塙崎恭久君) 今御指摘をいただきました表示義務、この制度によつて、がん患者を含む従業員の受動喫煙、あるいはお客様として来られるがん患者の皆様方など、そして、いや応なく全員参加する会社の送別会あるいは接待、今お話をございました。そういういわゆる嬢々受動喫煙をこの表示義務によつて完全になくすということは私は難しいと思っておりますし、厚生労働省としてもその立場は明確にしてきているところでございます。

厚労省の調査では、がんになると、サラリーマンは三〇%が依頼退職して、四%が解雇、自営業者では一三%が廃業に追い込まれているということが明らかになつています。また、東京女子医大が実施したがん治療から復帰した大企業の会社員

ですから、がんを患つていての方々の中には、自分ががんであるということを同僚や上司にも打ち明けることができず、こういう方がたくさんいらっしゃるという事、これが現実だということも是非国民の皆様にも知つていただきたいと思います。

厚生労働省は国民全体の健康に責任を負つていい、そういう立場でありますから、原則屋内禁煙という前提を譲るということは、これはなかなか難しいと私は考えていました。ましてや、広範な例外を、先ほどお話をあつたように、恒久措置だけないだらうというふうに考へて残すような案では国民にはなかなか納得をいたさないだらうといふところでござります。

のに経済的な理由から治療を諦めざるを得なくなるのは、こんな悲劇はありません。

がん患者は、そもそも受動喫煙を受けるところで働くかず、禁煙の職場を選んで転職していくただくのがいいという、そんな意見を言った方もいらっしゃいます。がん患者に対する就労について、受動喫煙を受ける職場で働いている場合には受動喫煙を受けない新たな職場を探していただけばよいという考え方もあるようです。

では、今受動喫煙を受けているがん患者さん、どのように自分の健康を守りながら働く場所を確保しなければいけないんでしょうか。大臣、がん患者さんは日々転移の恐怖というものにおびえながら暮らしているんです。そして、受動喫煙を受けながら、苦しみながら働いている人を救うためにすべきこと、そういうことを考えるのが政治の役割なのではないかと私は思いますが、大臣の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(塙崎恭久君) 三月に働き方改革実行計画というのを安倍内閣としてまとめたところでございます。その際に、その働き方改革実現会議のメンバーの中に生稻さんがおられて、がんのサバイバーとしてのお立場を数多く述べていただきました。

その中で、生稻さんがおっしゃっていたのは、やはり御自身も、かなりの期間、やつぱり皆には何も言わずにじっと一人でひそかに治療を重ねて手術も重ねた、そういうことをおっしゃっておられたので、私ども、今回働き方改革を行いうに当たって、働いていらっしゃる方々のたしか三分の一ぐらいは確かに何らかの病気を抱えながら働いていらっしゃることを我々も改めて確認をしたところでありまして、したがって、がん患者の皆様方や、あるいはがん以外の病気ももちろん抱えていらっしゃる方たくさんおられるわけでありますので、そういう方々、患者の皆さん方への就労支援が非常に重要なということを、今は生稻さんが提案をされましたが、主治医、それから会社あるいは産業医と、そして患者さん

に寄り添
のトライ
じやない
ながら仕
と命と健
政策手段
現実にど
これから
てやつて
ています

う両立支援コーディネーター、この三者
アングル型のサポート体制を構築すべき
かといった、がんを含めた病気を治療し
事をされている大勢の方々に、しっかりと
康を守り、そして支援をする、そういう
を提案をしていくわけであつて、これを
ついうふうにやつていくかということを
私どもはしつかり厚生労働省中心になつ
いかなければならぬといふうに思つ

○三原じゅん子君 とても心強い御答弁をいただ
いたと思つております。
しかし、政治がこのまま何もしなければ、これ
から失われる命がどれほどの数になるのか計り知
れません。かつてがんを患つた私にとって、守れ
るのに守れなかつた命、声なき声を無視すること
はできません。受動喫煙が原因で年間一万五千人
が亡くなっています。この数字、過去たつた一年
でです。一年で政府がこれだけの数の国民の命を
守れなかつたということなんですね。我々政治家
は、一層、より健康な社会をつくることを

ただきたいと思います。

ありがとうございました。

○高階恵美子君 おはようございます。自由民主党の高階恵美子でございます。

高度経済成長期から、日本では、特別な場合を除いて、人が尊い命を終える場に立ち会う機会が極端に少なくなつてまいりました。命に終わりがあることは理解できても、現実にそれを受け止めることはとても難しくなつてきています。二〇〇五年から人口減少が始まると、出生数と死亡数には

アングル型のサポート体制を構築すべきかといった、がんを含めた病気を治療し事をされている大勢の方々に、しっかりと康を守り、そして支援をする、そういうを提案をしているわけであつて、これをういうふうにやつていくかということを私どもはしつかり厚生労働省中心になついかなければならぬといふうに思つていまして、このがんあるいは難病等を抱就労を希望される方々に私たちは寄り策を強力に進めないといけないと思つて今回、三原議員が提起をされた、このやせんそく患者などの弱い立場の方々が健康の問題、職場として、たゞこが吸つような職場の場合、その健康問題をどのかということを考えたときに、私どもどこの職場であつたとしても望まないを完全に防止できるようになります。そういうふうに考えておきます。

働く場だけではなくて、先ほどお話をうに、職場の送別会とかあるいは接待でとかで自らの意思と関係なくそろつて皆に行くといつともしばしばあるわけでので、その中にがんの患者あるいはぜ患者あるいは難病の患者さん、こう々を含めて人知れず病気と闘っているられる、あるいは妊娠をされているついついた、望まない受動喫煙から完全にということを、そういった方々を完全にから解放するということをどう実現するを真剣に考えなければいけないと、このは考へておるところでございます。

いまして、これから受動喫煙対策の健康どう最終的にまとめて今国会に提出するさりの協議を重ねてまいりたいと考えておございます。

○三原じゅん子君 とても心強い御答弁をいたただいたと思つております。
しかし、政治がこのまま何もしなければ、これから失われる命がどれほどの数になるのか計り知れません。かつてがんを患つた私にとって、守れるのに守れなかつた命、声なき声を無視することです。一年で政府がこれだけの数の国民の命を守れなかつたということなんです。我々政治家は、日頃から有権者の声を政治に反映しようとする力しています。ですが、それは今生きている人、その人たちだけの声でいいんでしょうか。
私は、七年前に議員とさせていただいたとき、民主党の山本孝史先生の議事録を全て読ませていただきました。私の記憶によれば、最後までたゞこの政策に関して非常に心残りだということを発言されていました。こうして死者の英知というのも引きついでいくのが私は政治であり、過去に受験喫煙で亡くなつた方たちの無念の魂というものを鎮めることもまた使命なのではないかと思っています。それがあしたを生きる子供たちの未来につながつていくのではなないでしようか。

ただきたいと思います。
○高階恵美子君 おはようございます。自由民主党の高階恵美子でございます。

高度経済成長期から、日本では、特別な場合を除いて、人が尊い命を終える場に立ち会う機会が極端に少なくなつてまいりました。命に終わりがあることは理解できても、現実にそれを受け止めることはとても難しくなつてきました。二〇〇五年から人口減少が始まると、出生数と死亡数には既に三十数万件の開きが出てきています。今後二十年近くしますと年間の死亡数は徐々に百七十万人近くまで上つてまいりますけれども、国民が人生の最終段階をその人らしく穏やかに過ごせる環境はまだ整つていると言えません。私はこのことについて危機感を感じています。

生涯の医療費は二千六百万円を超えて、累積比率ではその半分が六十五歳以上に掛かっています。医療施設での最期を希望する国民は四人に一人、これに対し、在宅ケアへの支出を進めるべく、過去二十年余り努力はしてきたと思います。しかし、今なお国民の八割が、人生の最終段階を医療施設で過ごし、そこで最期のときを迎えています。より効果的な策を講じるべきです。いかがでしょうか。

○大臣政務官(馬場成志君) お答えします。

人生の最終段階における医療につきましては、患者、家族に十分に情報が提供された上で、これに基づいて、患者が医療従事者と話合いを行い、患者本人の意思決定を基本として行われることが重要であると考えております。

一方、死亡の場所の希望につきましては、自宅や地域の施設など住み慣れた場所で最期を迎えたいと望んでいる方が約六五%おられる一方で、実際には病院で最期を迎える方が約七五%となつているのが実態であります。

このため、厚生労働省におきましては、人生の最終段階における医療につきまして、患者の方々の相談に適切に対応できる人材を育成する研修、

健康なときから人生の最終段階における医療について考える機会を確保し家族等と話し合う取組の推進の普及啓発 患者の方々の意思に反した救急搬送や医療処置が行われないよう、救急医療や在宅医療の関係者間の連携体制の構築に向けた取組を進めることとしております。

これらの取組を通して、それぞれの方が最良の道を選べるよう努めてまいりたいというふうに存じます。

○高階美智子君 ところで、ターミナルケアに係る報酬等の技術評価の状況と算定実績はどうなっているでしょうか。

○政府参考人(鈴木康裕君) ターミナルケアに対する評価についてお尋ねがございました。

まず、医療保険でございますけれども、ターミナルケアの評価につきましては、診療報酬におきまして、死亡の前の約二週間の間に二回以上の訪問診療等を行った場合には在宅ターミナルケア加算を、そして、療養上の不安等の解消のために十分な説明を行つた上で死亡の日に訪問診療等を行つて患者をみとめた場合にはみどり加算を算定することが可能でございます。それぞれ二十七年六月審査分でござりますけれども、前者が五千七百回、後者が五千八百回の算定となつております。

次に、医療保険における訪問看護でございますけれども、死亡の前の約二週間の間に二回以上の訪問看護を行つた場合、この場合、訪問看護ターミナルケア加算費を算定することが可能でございます。同じ審査分で二千九百回の算定となつております。

最後に、介護保険でございますけれども、在宅及び施設におけるみどりの評価を行つておりますて、例えば訪問看護では、医療保険と同様にターミナルケア加算 それから介護老人福祉施設、これは特養でございますけれども、みどり介護加算を算定することが可能でございます。こちらは二十七年四月審査分でござりますけれども、ターミナルケア加算は約千三百回、みどり介護加算につ

いての死亡日分は約二千二百回の算定となります。平成三十年度は、六年に一回の診療報酬と介護報酬の同時改定でございますので、いわゆる団塊の世代が七十五歳以上になる二〇二五年まで残された期間を考えますと非常に重要なと考えております。患者が希望する場所で最期を迎えることができるよう、関係の方々の御意見を伺いながら、しっかりと検討をしてまいりたいというふうに思いました。○高階恵美子君 やみくもに算定回数を増やすけれども、やはり、在宅での療養を安定した形で過ごすことができ、そして、求めるときにしつかり最期までのケアを提供できるような環境整っていないからこういう状況なんじやないでしょうか。桁が違うと思うんですね。しっかりと知恵を出して、体系的に施策を考えるべきだと思います。例えば、これ医療職であっても状況は一緒です。近畿地方にお邪魔しましたときに、ある病院で、新人研修 この場所で、シミュレーターを使って模型をセットして、御臨終のところまで、その最終までのところを、急変時、あるいは穏やかに亡くなるとき、いろいろなパターンで新人研修をして、そして医師、看護師に対して最期のときの対応ぶりというのを改めて学習させるということをわざわざ臨床でやっているという病院もう出てきています。現実に何がハードルなのかということをもつとよく調べて施策を考えるべきだというふうに思います。また、在宅ケア分野に従事する医師、看護師数が圧倒的に少ない。増やそうと努力していても、全く急激に増える兆候が見られない。こういうところにもうちょっと私たち関心を持つべきだと思います。医療は具合の悪い方々に足を運んでいただくものという固定観念にとらわれていいでしょうか。そういうふたよくなところも少し考慮しながら検討していく必要があるんじゃないでしょ

問もなく世帯数も減少に転じる折です。世帯主が六十五歳以上で単独若しくは一人親と子の世帯、これはこれからも増加を続けてまいりますて、二十年後には約九百六十三万世帯と、全世帯の二割程度にまでなってまいります。つまり、これからは、単に介護をしている方に在宅を提供するという、家族をもう最初から単位にするよりも、単身での世帯で構成されているコミュニティーの中でサービス展開をしていくんだといふ、こういう標準モデルを描きながら、機動性が高く効果的にケア提供できる制度設計を急いでいかなければいけないと考えます。

医師、看護師など専門職の地域における新たな活用、これを本当に考えなきゃいけない、真剣に進めなきゃいけない、そういうときだと思うんですが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(馬場成志君) お答えします。

今後、高齢化の進展に伴いまして、単身高齢世帯の方を始めとして在宅医療のニーズは高まると認識しております。国民一人一人が状態に応じた適切な在宅医療を受けられるよう、その提供体制をしっかりと構築することが重要であると考えております。

四月六日に取りまとめられました新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会の報告書におきましても、地域を支えるプライマリーケア機能の担い手の確保、医師・医師間で行うグループ診療、看護師の特定行為研修制度等の医師・他職種間等で行うタスクシフトティング、タスクシェアリングの推進などの必要性が示されておるところであります。また、看護師の協力の下、医師が在宅における死亡診断等を遠隔で行うことができるよう、本年度から看護師に対する研修を開始することとしております。

このような取組を通じて、在宅医療の基盤構築を進め、来るべき高齢社会に対応できる医療提供体制の確保に努めてまいりたいというふうに存じます。

○高階恵美子君　海外に目を転じますと、地域に根差してサービス提供する医師、看護師数が全就業数の一一定割合を占めておりませんし、入院病床を見ましても、日本の三分の一、五分の一と少ないそういう人院環境の中で、診療看護師とかファイジシャンアシスタントを導入して効率よくクオリティーマネジメントをしています。また、外来についても、一部の診療、軟こうや湿布の処方、それから簡単な検査や処置などを地域看護師が行うという国もあります。施設の機能分化はもちろんのこと、関係職種における業務移管と共有化が進められているんですね。

今度、四月に報告書が出されましたけれども、報告を報告と受け止めて終わりではなくて、これをどうやって施策にしていくのかということ、これを真剣に考えていただきたい。教育あるいは技術水準、時代の変化にふさわしい新たな制度設計を是非お願いしたいと思います。

さて、在宅にちょっと話を戻したいと思うんですけど、それでも、家族の理解なしに在宅ケアはできないという意見もあります。そうした場合に考えなければならないことは、同居家族には家庭運営に必要な收支バランスの安定を図らなければいけないということや、自分の希望や仕事を諦めずに済むための様々な支援を工夫していくなければならないということだと思います。特に、みどり後の御遺族へのケアについては、今後しっかりと取組を進めていかなければならぬと思います。

孤立しがちな介護環境の中で、みどりた後に予想以上に落ち込んでしまって何もやる気が起きなくなってしまったりとか、自分自身の生活リズムが非常に乱れてしまつて取り戻せないと、部屋の片付けもできなくなつてしまつた、予想を超えるような深刻な事態が長引いて体調を崩していく、こういう方もございます。介護は孤立しがちな環境、ここまでは皆さん分かっていると思うんですが、その中でも、頑張ったこの死別後の御家族へのケアの在り方について検討を進めていただきたいたいです。いかがでしょうか。

○大臣政務官(馬場成志君) 家族に対するグリーフケアについてのお尋ねなど、いろいろに思います。

身近な家族や大切な人との死別によりまして大きな悲しみを感じている遺族などの方の悲しみの緩和支援を行うグリーフケアは重要なものだとうふうに考えております。

現在、人生の最終段階の医療について、患者、家族や医療従事者が事前に話し合うことによって患者の意向が尊重されたケアが実践されるようになります。また、がんの領域においても、がん対策推進協議会の議論の中で、がん患者の家族、遺族等に対するグリーフケアの提供に必要な研修を充実させていくことの重要性について委員の認識が一致しておるところです。

今後は、こうした研修の中で医療従事者にグリーフケアの重要性について周知することも含め、厚生労働省としてどのような取組が可能か、検討してまいりたいと考えております。

○高階恵美子君 家族構成の変化とともに親の子育て負担が増してきたというふうに言われています。人格形成の根幹に関わる基本的信頼と愛着形成はもとより、自己理解と尊重、個人と社会、世代間のつながりなど、子の体験の幅を増やすために親が意識しなければならない事柄がとても多くなっています。学校においても期待されることは多く、負担は増えているように感じます。先頃、学習指導要領が改訂されました。周知徹底がこれから順次進められていく、そういう段階の命を守るために、命の教育、そして自分目標にどういった点を重視して体系付けられたか、改めて教えてください。

○政府参考人(白間竜一郎君) お答え申し上げます。先生御指摘のように、子供たちが命の尊さを理解する、そして、かけがえのない他の生命を尊重するということについて学ぶことは大変重要で

あるというふうに考えております。

現状でございますけれども、まず各学校において、各学校、地域の実態、また子供の発達の段階、こういったものを踏まえながら、生活科において生き物への親しみを持ち大切にしようとする所とか、また、理科の科目において生命を尊重する態度を養う、道徳の時間においても、生命の尊さを理解し、かけがえのない他の生命を尊重すること、こういったことを学校の教育活動全体を通じて指導を現在しているところでございます。

御指摘の新しい学習指導要領におきましては、これを更に進めまして、総則において、生命の有限性などを実感しながら理解することができるよう、御指摘にもございましたような体験活動、これを各教科等の特質に応じて重視をし、家庭や地域とも連携しつつ、体系的に、継続的に実施できることで指導の充実を図ることとしているところでございます。

文部科学省としては、こういった学習指導要領の新しい趣旨、これをしっかりと周知をしてまいりたいと考えております。

○高階恵美子君 先ほど、脳死下での臓器提供については、平成二十一年の法改正後、僅かずつでも増加していることが報告され、十五歳未満での御提供もあるとのことでした。ドナーとなられた方と御家族の尊い意思がしっかりと新しい命に受け継がれますよう、これからも必要な支援について考えるとともに、その環境整備に努めたいと思います。

特に、厳しい状況下で提供を決断なさった御家族に対するその後の心情把握や支援の充実、臓器提供に携わる諸機関への適切な補助、国民への臓器提供に係る正しい知識と理解の普及促進は今後も重要な課題です。これらについて、現在の取組状況と今後の展望を伺います。

○政府参考人(福島靖正君) 臓器移植医療を推進はどうしても必要になつてくると思います。

していくためには、国民の皆様に十分御理解いただくとともに、臓器移植医療の実施体制の整備が重要であると考えております。

厚生労働省いたしましては、臓器移植医療への理解促進のために、これまで臓器提供意思表示カードなどの配付、臓器移植普及推進月間にokerイベントの実施、中学生向けパンフレットの作成と配付などの取組を行ってまいりました。今後、更に若年層への普及啓発を推進していくためについて授業で取り上げている方のお話を伺いながら、今後、中学校において精力的に臓器移植医療の仕方などについて今検討をしておるところでございます。

また、臓器移植医療の実施体制の整備、特に臓器提供を行う医療施設を整備することにつきましては、臓器移植医療の実施体制に対する院内体制では、臓器提供を行う医療施設に対する院内体制整備事業として、提供医療施設が必要とされる倫理委員会などの設置、院内マニュアルの作成、臓器捐出シミュレーションの実施、研修会の開催などを支援をしております。

また、移植医療はドナーがあつて成り立つ医療であることを踏まえますと、ドナー御家族への配慮、これも必要不可欠でございます。現在、ドナー御家族に対する心理的ケア事業として、臓器提供をされた御家族に対する提供後の心理的ケアに関するリーフレットの送付、あるいは提供後のドナー家族への訪問、年一回のドナーフアミリーの集いの開催を行つており、今後ともこうした取組によりましてドナー御家族に対しても十分な配慮を行つてまいりたいと考えております。

○高階恵美子君 例えばイギリスでは、心臓移植を希望する方のほぼ全て、腎臓移植では希望者の半数で移植が実施されています。しかし、我が国では、心臓移植希望者の十三人に一人、腎臓移植希望者の百人に一人が移植を受けているという状況であります。

待機者の心情を考えますと、更なる移植医療の推進はどうしても必要になつてくると思われます。

こうした点からも、ドナーファミリーは臓器提供を取り巻く様々な課題について共に議論を深めていける大切なパートナーだと思うんです。数少ない経験をお持ちの御遺族と継続的に意見交換ができる場づくりにこれからも力を注いでいただきたいと思います。

また、子供の意思について言えば、聖路加国際病院名誉院長の日野原先生、百歳を迎えた頃に、いのちの授業を終えたとき、おつしやったところが非常に印象的に私その言葉が残っているんですが、年の差は九十歳、だけど子供たちは命の尊さを理解してくれた、十歳つてもう十分に大人なんですねというふうにおっしゃられたんですね。

やはり大人だから子供だからというふうに区別をするのではなくて、きちんと伝えていく努力、これを理解してくれるがとても重要だ、その機会を提供することが必要だと思います。臓器提供については、一般社会への啓発もさることながら、幼少期からの命を慈しむ教育、これが欠かせないと私は思います。文科省にも丁寧に向かっていただきまして、子供が自らを大切にすること、周囲への思いやりを持つことのできる教育に力を入れてくださるよう重ねてお話を申し上げたいと思います。

その際には、学校だけで完結することにこだわらなくていいと思うんですね。市町村保健センターとか保健所には必ず複数の保健師がいますし、命の教育を展開するNPOも各地に育っています。そうした地域内の資源をフルに活用して社会学習あるいは総合学習、体験型の学習など、授業の持ち方を工夫していただければいいんじゃないかなと思います。

地域の医療人材活用を促す理由はほかにもあります。例えば、女児の平均月経開始年齢、今十二歳頃ですが、小学校中学生ぐらいから初潮を迎える子供が出てまいります。仮にまだ自らの体調を知り対処することが難しい状況であつても、心身の変化は着実に訪れてまいります。そうしたときに気兼ねなく相談できる人と場所の確保、これが

どうしても必要だと思うんです。およそ二十年を経て結婚とか出産を機会に初めて自らの体と向き合うというのではなくて、早い段階で健康づくりの主体者となつてライフプランニングすること、これは個人のみならず社会経済的な損失を防ぐことにもつながっていくと思います。

同様に、現在の特定健診、保健指導の在り方を再考し、生涯を通じた健康づくりのために、健診をチェックポイント機能、こういうふうに位置付けていく必要はないかなと思うんです。あだんは何も気にせず具合が悪くなつたら受診するという行動パターンを変えて、そして、健診を一つのきっかけにして自分の健康づくりに取り組んでいく。年に一度の血液検査など、こういう一般項目に加えて、例えば女性は乳がん検診を何歳から始めようなど推奨する水準を定めて公表して、それを参考に各々がこの健診を基点とする生活リズムの調整、あるいは食事や運動その他の健康増進に取り組む、こういう流れを定着させる工夫はできないものでしようか。長く私たち健診の在り方については議論をされていますが、なかなか主張的な行動等、健診を一つのきっかけにしてサイクルで健康づくりを進めていく、こういうことが定着できていないように思つてます。御意見を伺いたいと思います。

○政府参考人(福島靖正君) お答えいたします。いわゆる健診には、主に疾患の有無を確認するための検査であります検査の検の字を用いる検診、そして、健康づくりの観点から経時にリスクファクターの状態を把握する検査群であります。健康の健の字を用います健診とがあることはもう先生御承知のとおりだと思います。

特に、後者の健康の健の字を用いる方の健診につきましては、単に正常か異常か、病気か病気じやないかということをチェックするだけではなく、経年変化を含めた自分自身の健康状態を把握して、ライフスタイルを振り返るきっかけとして、健康に関する意識付けにつながる重要な機会であると捉えておりまして、私ども取り組んでお

りますスマートライフプロジェクトにおきましては、健診を通して定期的に自分を知るということを推奨しております。今後も、個々人が適切な時期に適切な健診を受けることに加えて、健診結果や保健指導などを自分自身の健康の保持増進につなげることの重要性について、広く普及啓発を図つてまいりたいと考えております。

○高階恵美子君 健康の主体者がいつも自分でしっかりと健康づくりに励んでいけるように、やっぱりみんなで知恵を出していく必要があると思います。

次に、薬価制度についてお伺いしたいと思います。

抜本改革に向けた基本方針が示されました。收載時の予想販売額が短期間で五十倍以上になります。

しかし、これまでにも薬価制度については、くるくる変わり過ぎると対応ロスが大きいんだといつたような指摘もありましたし、加えて、今般の改革によって創薬環境が萎縮することにならないか、少し心配をしております。

メーカーでは、一般的に売上げの二割をR&Dに投じると聞いています。年間五兆円の売上

のある企業で、研究開発に一兆円が投じられている。しかし、がんや難病など希少疾病的治療薬、バイオ医薬品は容易に開発できるものではありません。新薬を創出できる確率は極めて低い、このことは皆分かっていると思います。企業が競争環境を維持し、開発投資を続けるマインドセットがとても重要だと思います。悪影響を及ぼさないようしっかり対応していただけますでしょうか。

○政府参考人(鈴木康裕君) 薬価制度の見直しと製薬企業の創薬意欲についてお尋ねがございました。御指摘のとおり、薬価制度の抜本改革を検討し

ていくに当たりましては、製薬企業の創薬意欲が萎縮しないよう革新的な新薬創出のイノベーションにもきちんと配慮をしつつ制度設計をしていくことが極めて重要というふうに思っております。

昨年十二月に取りまとめた基本方針におきましては、新薬創出の加算制度をゼロベースで抜本的に見直すとともに、費用対効果の高い薬には薬価を引き上げることも含めて費用対効果を本格的に導入することなどによりまして、真に有効な医薬品を適切に見極めてイノベーションを評価し、研究開発投資の促進を図るということにしております。

また、薬価の制度の抜本改革と併せまして、我が国の製薬産業につきまして、長期収載品に依存するモデルから、より高い創薬力を持つ産業構造に転換するために、革新的バイオ医薬品等の研究開発支援方策等の拡充を検討することとしております。具体的な中身につきましては、現在、中医協において検討中でございますけれども、製薬企業にとっての予見性にきちんと配慮をしつつ、関係者の意見をよく聞きながら検討してまいりたいというふうに思います。

○高階恵美子君 先日、女性活躍加速のための重

点方針原案が示されまして、この中でパスポートへの旧姓併記が示されました。内閣府においては、各分野の旧姓使用の状況をどのように把握しておられますか。また、今後の拡大方策について御説明をください。

○政府参考人(大塚幸實君) お答えいたします。昨年五月に策定いたしました女性活躍加速のための重点方針二〇一六におきまして、まず旧姓の通称としての使用の拡大が盛り込まれたことを踏まえまして、内閣府におきまして通称使用の状況等を調査を行つたところでございます。その結果、例えれば各種国家資格制度の場合におきましては、例えれば、弁護士等は職能団体への届出等によりまして職務上旧姓を使用することが可能であること、建築士につきましては国土交通大臣への申

ること、医師や薬剤師、看護師等につきましては書換え交付の申請をしないことで旧姓の免許証を使い続けることができるここといったような現状でございました。

また、公的証明書類に関しましては、例えばマ

イナンバーカード等の旧姓併記、これは現在、総務省におきましてシステム改修を進めしており、パスポートにつきましても、現在でも必要と認められる場合には旧姓併記が可能でございますが、更にその拡大に向けた取組を検討していると承知をしておりまして、議員お話のありました重点の二〇一七にどう盛り込むか、今関係省庁と調整中でございますが、とにかく、今後とも、働きたい女性が不便さを感じたり、あるいは働く意欲が阻害されることのないよう、旧姓の通称としての使用の拡大に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、公的証明書類に関しましては、例えばマ

<p>先生御指摘のようないケースも含めまして、今後とも旧姓使用について円滑な運用が可能となるよう適切に対応していきたいというふうに考えております。</p> <p>○高階恵美子君 是非よろしくお願ひします。特に研究業績を積み重ねていくときとか、異動だけではなくて、いろいろな形で旧姓の使用という道を希望される方が多くございますので、旧姓併記という方法、現実的には使い得るんだろうと思います。</p> <p>最後になりますけれども、私からもたばこ対策について少しお話をさせていただければと思いま</p> <p>公衆衛生分野では喫煙は緩慢なる自殺と教わつてきました。今や、たばこが人々の健康に有害であることは常識となつてまいりました。これは世界共通の理解だと思います。国内の研究でも、喫煙による経済損失総額、これ年に六兆四千億程度と推計されています。</p> <p>先ほど、一年間に亡くなる方について三原議員からも指摘がありましたけれども、たばこ税収について改めて見てまいりますと、これが総額でおよそ二兆四千億円程度、しかも、たばこによる健康被害の補償あるいは経済損失を補填するといふところにこれらの税収が使われているわけではない、このことを考えますと、たばこ対策は社会経済的な損失というのは極めて甚大だと思うんです。それを補い得るだけの何を用意することができるのかという点では、これ、たばこ対策はそもそも、受動喫煙の防止にとどまらず、禁煙教育などの喫煙防止対策、それから喫煙に由来する超過医療費・超過介護費の取扱いをどうするか、たばこ税の在り方、安全な製造たばこ等の研究開発インセンティブ付与、こういった様々な面から総合的に考えていく、こういう位置付けで取り組まなければいけないと思います。この捉え方</p>
<p>でまいりますと、社会保障制度改革を進める上でも中軸に据えてこの課題に当たらなければいけない、そういうものだと私は理解をしています。</p> <p>しかし、健康被害の防止というところに焦点を当てたときには、少なくとも、通常の社会生活において国民が不本意に製造たばこの喫煙で生じる有害物質にさらされる危険をなくす、つまり実効性の高い受動喫煙防止対策を講じること、これは喫緊の課題であつて、その政策を中心になつてつくり上げていく、それが厚生労働省のとても大きな役割だと思うんです。相当な決意で、覚悟で臨んでいただき、結果を出していただかないと難しい。これは、オリンピックがやつてくるからといふことではなくて、一刻も早くということだと思つてお話しをさせていただければと思いま</p> <p>これからたばこ対策と目前の今やらなければいけない受動喫煙防止対策について、しっかりと考え方をお示しいただければと思つます。時間をどう使つていただきたいと思います。</p> <p>○政府参考人(福島靖正君) 厚生労働省におきましては、国民の健康を守る、こういう立場から、たばこ対策、受動喫煙防止対策に取り組んでおるわけでござります。</p> <p>国内外の科学的知見からは、喫煙や受動喫煙による様々な疾患のリスク、これが高まることはもう明らかであるということです。たばこ対策に取り組んでおるわけですが、</p>
<p>先ほど三原議員からも御紹介がありましたけれども、昨年、国立がん研究センターの研究班によりまして、受動喫煙により非喫煙者の肺がんリスクは約三割上昇すること、また、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中で死亡する方は受動喫煙によるリスクがなければ年間で約一万五千人超少なかつたと、こういう推計もされておるわけでございます。</p> <p>○足立信也君 足立信也です。</p> <p>自民党本部の中の話ぢやないので、というか反対側の人の意見も聞きたいなという気がしてきました。何か一様な感じがして、どうも報道と大分違つたなという感じが受けましたので、一言申し上げます。</p> <p>参議院でだけ年に一回、臓器移植の実施状況が報告されます。今日それがあつたわけです。ですから、今、日本移植学会、江川理事長も湯沢副理事長も私同期ですので、今日はちょっとと臓器移植のことだけ短時間で質問したいと思います。</p>
<p>せること、この四つを喫煙に関する目標として掲げて関連の施策を進めています。</p> <p>私どもとしては、引き続き、国民の健康を守る、こういう立場から、たばこの健康影響などに関し科学的知見の収集を行うとともに、他省庁とも密に連携しながら、国民の皆様へ啓発を行なう、受動喫煙などのたばこ対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>○高階恵美子君 本当は大臣にお答えいただく必要があるのかもしれません、いろいろ多分アイデアを練つておられると思うので、またの機会に組んだ方がよろしいでしょうか。</p> <p>今日は、私は、命には終わりがあるのだということが、そしてその命をいかに輝かせるのか、生涯を通じてその人らしさを發揮していくためにどういう環境を整えることが必要なのかということを考えたときに、各段階においてでき得ることをすりとすると、それが将来肝硬変、肝がんの可能性があると。しかも、慢性化しないと言われていたのがどうも慢性化しているというこの状況は、臓器移植を推進する立場としてはやはり見過ごすわけにはいかない状況だと思ってます。</p> <p>なので、健康局長に、まずは臓器移植後のE型肝炎の現時点の調査と、今後どういう方針で臨むかについてお聞きしたいと思います。</p> <p>○政府参考人(福島靖正君) お答えいたします。</p> <p>平成二十七年度から実施されております日本医療研究開発機構による研究事業、心・腎移植患者におけるE型肝炎ウイルス肝炎の全国実態調査、今御紹介のあつた筑波大学の大河内先生が班長の研究班でございますが、ここが行つた全国調査の中間報告によりますと、感染経路は不明でございまますけれども、腎臓移植後患者及び心臓移植後患者において、E型肝炎のウイルス陽性率及びIgG抗体陽性率は一般人口よりも高いといつことが九例で現行感染が同定されておりますが、そのうち三例がウイルス血症六ヶ月以上持続ということで慢慢性化しているということです。</p> <p>今後、この研究班では移植学会とも連携して、心・腎移植におきますE型肝炎ウイルスの感染率、慢慢性化率について更なる追跡調査を行うということを承知をしております。</p> <p>厚生労働省いたしましては、今年の一月十日でございますが、日本移植学会、日本臨床移植学会、日本心臓移植研究会に対しましてこの研究</p>

結果を伝えて注意喚起を行ったところでございましたが、これの調査だと三十倍ですよね、かなり高い。

それから、この医局はずっと移植に関わっていなかったんですけど、私も一九八四年、日本で初めての肺・腎同時移植、手術に入つておりましたので、ここを、先ほど言いましたけど、推進する立場としては、やはり調査が最も大事ですし、対応も考えてほしいと思います。

そこで、どうして、どうやつて臓器移植を推進するか。一番大事なのはやっぱり意思表示カードだと思います。その件と、後で質問しますけれども、せっかく提供する意思があるのに臓器提供施設に搬送されないと、この問題が最初から非常に大きかったわけです。この二点についてお聞きします。

私は、政務官室で担当者と、今、意思表示カード、これ鉛筆なめなめ書きました。自分で言うのもなんですが非常によくできたと思っていまして、かなりシンプルです。脳死でも心臓死でも移植をするか、あるいは心臓死だけするか、臓器を提供しないか、提供する場合でも、これはしてほしくないという臓器にバツを付けると。非常にシンプルなんですが、臓器提供施設というのは限られます、三条件等々ありますから。これ、報告書を見ると、どうなんでしょうか、臓器提供施設といっているんすけれども、いかがなんでしょう。

○政府参考人(福島靖正君) 臨器移植に関する法律の運用に関する指針、ガイドラインに基づきまして、臓器移植を行う施設は、適正な脳死判定を行い、救急医療などの関連分野において高度の医療を行う必要があることから、五つの類型の施設に限られております。

二十九年三月三十一日現在では、臓器移植提供が行われる施設は四百三十五施設で、五年前に比べますと三十五施設増えております。また、十八歳未満の方からの臓器移植提供を行うための必要な体制を整えている施設は二百六十九施設でございまして、五年間で五十五施設増となつております。

○足立信也君 私がそんなに増える必要ないと申し上げたのは、これ定着してほしいんですよ、この施設は臓器提供が可能な施設なんだ。そこであれば搬送がよりスムーズに進むと思いますし。

そこで、お聞きしたいのは、今、免許証にも保険証にも裏にこの意思表示カードが付いていますね。実際、意識がないような患者さんに、救急救命士等が行きます、それで身元を確認するために免許証や保険証は可能な限り見ると思うんですね。そこで、もしここで臓器提供したいという意が表示がされていた場合に、臓器提供施設に優先的に搬送されるのかどうか、実態はどうなんでしょうか。

○政府参考人(猿渡知之君) お答え申し上げます。

傷病者の搬送につきましては、都道府県ごとに消防機関と医療機関から成る協議会の意見を聞きまして、傷病者の搬送等に係る実施基準が定められておりまして、緊急性や専門性等を踏まえて定められた医療機関のリスト等に基づき、専ら当該傷病者の救命を主眼として搬送しているという格好でござりますので、御質問のようなものについては把握をしておらないということであります。

○足立信也君 把握していないんですよ。でも、これ、最初から問題だつたんですよ。せっかく意表示しているのに、そして搬送された病院で臓器提供したいとおっしゃつても、ここはできないんですと。

これはやっぱりよくないと思いますんで、福島局長、実態把握していませんという答えだろうと思つたので、でも、これ臓器移植を所管している

厚生労働省健康局はこの問題をしっかりとやらなければなりませんけれども、福島さん、せっかく意表示があるのに行つた先は提供できない、これはやつぱりまずい。そして、身元確認に免許証と保険証やつぱり見るんですよ。だから、この点については総務省にお任せではなくて、厚生労働省としてしっかりと取り組んだ方がいいですよ。それが保険証やつぱり見るんですよ。だから、この点についてもはいかがでしよう。最後の質問であります。

○政府参考人(福島靖正君) 今御指摘のその脳死判定の対象となるような患者で意思表示カードを持つている患者が臓器提供できない施設に搬送されている状況があるとというふうに考えております。

実際、臓器提供実施できた場合は六十四事例、脳死下の臓器提供六十四事例のうち十二例が健康保険証、運転免許証で確認されておりますけれども、それ以外の判定できない、臓器提供できない施設に搬送されているという状況については私ども把握をしておりませんが、今後、どういう把握ができるか、どういう施設でその意思表示、なかなかその意表示をそういう施設では確認する必要がないために私ども手元にデータございませんけれども、どういう把握ができるか、今回の御質問の趣旨も踏まえまして、救急医学会ともどういう調査ができるか可能性についても検討してまいりたいと考えております。

○足立信也君 これで終わりますけれども、そうなんです、臓器提供できぬ施設に運ばれたら意識表示の確認もしないんですよ。そこがやはり大きな問題なので、今おっしゃつたように、ここはしっかりと取り組んでいただきたいと、そう申し上げて、質問を終わります。

○川田龍平君 川田龍平です。

今日は一般質疑させていただきますが、大臣には余り質疑していませんので、通告していませんので、先ほど誰も聞かなかつたので聞こうかなと思うんですが、時間があつたら是非受動喫煙の問題についても大臣から意見を求めていたいと思いますので、考えておいてください。

質問に入ります。先般より取り上げさせていただいていますバイエル薬品の抗凝固薬イグザレルト問題で、先週末、新たな展開がありましたので、急速質問させていただきます。簡潔な答弁をお願いいたします。

○政府参考人(神田裕一君) 議員御指摘は、今回問題となつてあるアンケート調査について、バイエル社が他社から問合せに對して臨床研究である趣旨回答したという報道に関するものと考えられますけれども、報道にあつた患者調査は今回問題となつてあるアンケート調査とは別の調査で、患者の病態に関する理解度、服用や残薬の状況を調べたものであつて、臨床研究には該当しないというふうに考えております。

今回問題となつてあるアンケート調査も、患者に對して好ましい服用回数ですか剤型について聞くものであつて、これも臨床研究には該当しないといふふうに考えております。

○川田龍平君 それはバイエル社が言つていることであつて、しっかりと裏取れているんでしようか。ちゃんと裏を取つていただきたいと思います。

といいますのは、この五月二十六日、もう一つの坂東先生の論文というのと、これは臨床研究と認めるわけですね。

○政府参考人(神田裕一君) この坂東教授の調査といふものは、これは医師が患者の服薬状況等について患者から聞き取りを行つたと。病態や治療薬についての認識ですかとか、服用の状況、残薬の状況等の聞き取りを行つたと、いうものであつて、

いわゆる臨床研究というものには該当しないといふに考えております。あくまでも医療を受けている患者さんに対する聞き取り等で確認を行つてあるというものでありますので、医療を行うことによって有効性、安全性等を確認するとかそういうふうに考へておられます。

○川田龍平君 競合他社には臨床研究と言つて、厚労省には臨床研究とは言わない、そういう二重の舌を使つてゐるわけですので。

五月二十六日にバイエル社は、この患者調査で判明した副作用十二例が報告漏れだつたとの発表を行いました。その中に七例の重篤例があるとの報道がありますが、その七例とはどのような症状でしょうか。

○政府参考人(武田俊彦君) バイエル薬品株式会社が五月二十六日に公表したイグザレルト錠の副作用報告遅延症例十二例のうち、企業が重篤にして評価した症例としては、今御指摘のありました七例でございます。その七例の症例につきましては、皮下出血などの副作用として報告を受けていところでござります。

○川田龍平君 確認ですけれども、この出血というのはこの薬の副作用ということですね。

○政府参考人(武田俊彦君) このイグザレルトの副作用ということで報告を提出しているものでございます。

○川田龍平君 この問題については、臨床研究法を通した責任として引き続き取り上げていきたいと思います。

次に、AYA世代のがん患者への学習支援について、十五歳から三十歳前後の思春期、若年成人のAYA世代、いわゆるAYA世代のがん患者に対する学習支援について伺います。

小児がんの治療研究が進む中で、いわゆる小児がんサバイバーの方々の教育ニーズが高まつています。私は先日、小児がんのサバイバーである中学生三年生の女子から長期入院の高校生の学びについて要望書をいただきました。

・昨年十月に、厚労科研究費研究班によるAYA世代のがん対策に関する政策提言が出ていています。この中に教育についての提言がありますが、厚労省はどのような取組を行っていますでしょうか。

○政府参考人(福島靖正君) 今の委員御指摘の厚労科研究班の政策提言でござりますけれども、現在、がん対策推進協議会におきまして第三期がん対策推進基本計画の策定に向けた議論を行つていただいておりまして、この政策提言につきましても、昨年の九月三十日の第六十回の協議会におきましてこの研究班の班員の方から説明をいただ

いては把握ができておりませんけれども、小児がん患者を含めました長期入院中の高等学校段階の生徒の教育の状況につきましては、これは引き続き現状そして課題の把握を努めてまいりたいと考えております。

○川田龍平君 是非、そのうちの小児がんサバイバーが利用できる院内学級どれくらいあるかということも引き続き調べていただきたいと思います。

生徒の教育の状況につきましては、これは引き続き現状そして課題の把握を努めてまいりたいと考えております。

手紙をいただいたこの方が入院している都立小児総合医療センターというところでは、高校の院内学級がないそうです。都内には、小児がんサバイバーの方が通う院内学級というのはありますでしょうか。

○政府参考人(白間竜一郎君) お答え申し上げます。

今先生の御指摘の東京都内の個々の状況については、申し訳ございません、今現状を把握できておりませんので、把握に努めたいと思います。

○川田龍平君 東京都の方では、受け入れているところもあるんですけども、受け入れられないところもあるということで、ひづみがあるということなんですね。やっぱり是非これしっかりと調べていただきたいと思います。

院内学級のほかに訪問学級という制度もありますが、訪問学級だけは卒業に十分な単位が取れない仕組みになつているとのことですですが、事実でしょうか。

○政府参考人(白間竜一郎君) お答え申し上げます。

個々の生徒さんの状況については今把握できておりませんが、先生御指摘のように、訪問学級だけで十分な学習ができるないということで、卒業に、認定に至らないというようなケースは考えられるのではないかと思います。

○川田龍平君 そうすると、この女子生徒のようなどのようにして高校を卒業することができるのかと。文科省では遠隔教育の制度化というのを進めているとのことです、その実施状況と、こ

これによつても卒業に必要な単位が取れない、つまり、修了要件に利用上限を設定していることについてどのような認識をお持ちでしょうか。

○政府参考人(白間竜一郎君) お答え申上げます。

遠隔教育につきましては、特に特別支援学校の高等部において制度化をしてきているということではありますけれども、上限としまして卒業単位の二分の一程度ということで設定をしておりますのは、これ教育におきましてはできる限り対面で教員と生徒との指導・交流の中で育まれていくのが望ましいということで、こういった制度になつてゐるというふうに認識しております。

○川田龍平君 この対面の授業が不可欠という文科省の主張には分からなくなはないんですけども、この中学三年生のニーズには応えられていないのも事実です。是非、厚労省と文科省両省連携して、この子たちの願いというのを是非かなえていただきたいと思います。

特にこのAYA世代のがん患者は、数が少なく、思春期で心身共に不安定なために、長期入院によって孤立感を募らせやすいと。高校という居場所が精神的な支えになることが、留年をすると自分だけ取り残されたという思いが更に強まるということになつてきてしまいます。

この厚労省の政策提言の中にもありますけれども、ほかの国では、AYAの治療成績の改善が不良であるということで、その背景にはAYA特有の心理・社会的要因も関係していることを踏まえて、心理・社会的要因を考慮したAYAがん対策が講じられているということから、特に国が遠隔教育の活用の推進や単位認定基準の検討を行うということが是非必要なことだと思います。

是非大臣、これ一言いただきたいと思うんですが、こういった意見を踏まえて是非取り上げてやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(塙崎恭久君) 今のやり取り、拝聴しておりましたけれども、やはり教育を受けるべき

年代の方々が当然この権利を受けられるよう、行使できるよう環境整備を整えるということが大変大事であり、この間、M・D・アンダーソンのがんセンターを見ましたが、そこでもしっかりと教育ができるようにして、その現地も見せていただきました。日本でもやっているところが増えてきているとは聞いておりますけれども、まだまだ十分じゃないということが今やり取りで明らかになっているわけでありますから、その点についてもきちっとした配慮がなされるように私もども厚労省としても努力をしたいと、こう思っています。

○川田龍平君 ありがとうございます。よろしくお願いします。

この女子は、都に対して副籍制度の導入についても要望をしております。長期入院の高校生が院内学級や訪問学級で学び、退院後は元の在籍校にスムーズに復学できるよう副籍制度を導入すべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。文科省、また全国の導入状況についても教えてください。

○政府参考人(白間竜一郎君) お答え申し上げます。

この副籍制度、御指摘の副籍制度でございますけれども、特別支援学校と地域の小中学校、こととの交流、また共同学習、こういったことを進めることで、児童生徒がその地域の学校にも副次的に籍を置くと、こういった取組だというふうに認識をしています。一部の自治体で行っているものと承知をしておりまして、すべからく把握はできておりませんけれども、例えば横浜、東京等で実施をされているというのは承知をしております。

文部科学省としても、こういった地域とのつながりを維持する上で非常に意義のある取組だといふふうに認識をしておりまして、こうした取組を今後周知をしてまいり、こういうことを通じて長期入院中の生徒がスムーズに継続して学ぶことができるよう、そういった方向で進めてまいりました」と考へております。

○川田龍平君 私は十歳のときに感染の告知を受けて、自分も治療をしてきた、勉強というのは余りしなかったんですけども、自分は長く生きられないと思つていたから勉強しなかつたところもあるんですが、でも、やっぱり未来に希望を持ってなければ元気になることもなかなかできなかつたというのが自分の実感であります。やっぱり、希望を持つて将来を考えられてこそ病気が改善していくということも絶対あると思いますので、是非そういう意味で、こういった若い世代に対する治療とそれから教育というもので、未来にちゃんと希望が持てるような体制整備をしっかりとしていただきたいというふうに思います。

次に、障害者雇用について伺います。

同僚の石橋委員を中心になつて取り組んでいる障害者の雇用、就労の在り方に關する共同勉強会という超党派の勉強会において、雇用率の対象以下の零細企業の相当数はハローワークと接点が多く、各種助成金の存在を知らないとの話がありました。從来からの方法や発想を超えて、様々な機会を捉えて周知を図り、零細企業での各種助成金の利用を促進すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(生田正之君) お答えいたします。

雇用関係助成金を含む障害者雇用に係る各種施策につきましては、全国の労働局、ハローワークにおきましてリーフレット等を配付するとともに、事業主向けセミナーを行つて、法定雇用率の対象とならない五十人未満の企業を含め、中小企業の事業主の皆様に適切に周知されるよう努めてございます。加えまして、日常的にハローワークを利用していない、あるいはセミナー等の参加が難しい事業主の方もおられることから、厚生労働省ホームページ、メールマガジン、最近はSNSなどの各種媒体を周知に活用したり、あるいは全国で約千回実施しておりますました障害者雇用における差別禁止あるいは合理的配慮に係る説明会のような新たな施策等の説明の場を活用して制度を案内するといったことなどによる周知を行つております。

ます。今後も、委員御指摘のよう、周知方法の工夫、いろいろな方法を検討しまして、様々な機会を活用して、より効果的な周知を努め、適切に情報が届くようにしていきたいと考えてございます。

○川田龍平君 これ随分前にレクしてもらつたんですけれども、是非、私、提案そのときしたのは、零細企業がお付き合いのある銀行ですか信金庫、信用組合、そういういたところでやつぱりちゃんと知つている人たちがいれば、そこから企業にちゃんと情報提供される場合もありますので、直接ということだけではなく、間接的にこういったことが広まるような方策というのも是非考えていただければと思います。

次に、三月二十八日に決定された働き方改革実行計画では障害者等の希望や能力を生かした就労支援の推進が盛り込まれていますが、現実には、賃金や雇用形態等の面で障害のない労働者との間に著しい格差が指摘されていることも周知の事実です。

ILOのディーセントワークは人間らしい尊厳ある働き方と訳され、日本政府もこれに同調していると理解してよいでしょうか。また、障害者権利条約は第二十七条で、あらゆる形態の雇用に係る全ての事項に関し、障害に基づく差別を禁止しています。今般の働き方改革の議論においては、賃金や雇用形態等の格差の解消に向けて、こうした世界の潮流の観点からどの程度議論が行われ、計画のどこにどう反映されたのでしょうか。

○政府参考人(小林洋司君) お答えいたします。

ディーセントワークにつきましては、私どもは働きがいのある人間らしい仕事というふうに訳しております。政府いたしましては、その考え方の普及に努めるとともに、障害者対策も含めまして、様々な雇用労働政策を推進することでディーセントワークの実現に努めているところでござります。

また、御指摘の障害者権利条約第二十七条、あ

らゆる形態の雇用について障害に基づく差別を禁止しているわけでござりますが、これも非常に重要な論点であるといふに認識をしておりま
す。

その上で、働き方改革実現会議におきましてでございますが、障害ある方が希望や能力に応じて活躍できることが普通になる社会を目指して関係者が一丸となって取組を強化しようという、主に活躍の場を広げようという観点からの議論が行われたところでござります。こうした議論を受けまして、実行計画におきましては、障害者雇用ゼロ企業を減らす、障害特性や希望に応じて修学から就労までの一貫した支援を行う、在宅就業等を促進していく等の取組が盛り込まれたところでござります。

○川田龍平君 是非しっかりとこの計画に盛り込んで反映していただきたいと思います。

また、計画では、多様な障害特性に対応した障害者雇用の促進、職場定着支援を進めるための有識者による会議の場を設置し、障害者雇用に係る制度の在り方について幅広く検討を行うとあります。ここには日本の障害のある人の働き方の一つとして大きな役割を果たしている福祉的就労というのも含まれるんでしようか。

○政府参考人(小林洋司君) お答えいたします。

実行計画におきましては、御指摘のように、有識者による会議の場を設置し、障害者雇用に係る制度の在り方について幅広く検討を行うということが盛り込まれております。ただ、現時点でのこの文言以上のものを持ち合わせているわけではございません。福祉的就労につきましては、ここでは明示的には掲げられていないところでござります。

この具体的な検討の範囲あるいは内容というのをどうしていくかにつきましては、今後、厚生労働省の方で検討がなされるものと認識をしておりま

賃金が適用されないといったことや、労働法による保護を受けることができないなど、一般雇用との二重構造の問題が長年指摘をされています。しかし、障害者権利委員会への日本政府からの報告書において、条約第二十七条についての項目では福祉的就労について全く触れられていません。このことについて障害団体から疑問の声も上がっています。

デイーセントワークの理念は、福祉的就労の場においても当然反映されるべきと考えますが、御見解を伺います。また、条約を批准した日本として、条約第二十七条に照らして、福祉的就労をどのように位置付け、どのように改善、改革しようとしているのか、その方向性も、三の四と三の五を併せて伺います。

て、これの範囲については、制度創設時に、関係審議会の議論を踏まえまして、日常生活上の世話に対し保険給付をするということになつているところでございます。その際、一方で、御指摘の来客時の応接など、そうしたものは直接本人への援助ではございませんし、また、大掃除なども日常生活の援助には該当しない行為であるということから、いざれも介護保険においては保険給付の対象とはしていらないということでございます。こうした対象範囲の変更については、介護保険財政への影響などを踏まえて慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

ただ一方で、障害者の方が六十五歳に到達したときに、先生御指摘のように、重度訪問介護サービスを利用されている方について、介護保険サービスにより必要な引き続きの支援が受けられない市町村が判断した場合には、今度はそれに加えて、障害福祉サービスの側でこれまでのサービスを上乗せ的に引き受けることは可能であります。そこで、共生型サービスの施行に合わせては、このようなことを含めて更なる運用の徹底というのを図つてまいりたいと、このように考えております。

○川田龍平君 是非よろしくお願ひします。

訪問系サービスにおける六十五歳問題の根本的な解決のためには、この問題に直面する人の多くが重訪の利用者であることが、重訪・行動援護・同行援護と同様、介護保険にない障害福祉サービス固有のものに切り分けて、六十五歳以降も引き続き介護サービスと併給できるようにすることも、是非先ほどもおつしやつていただきたようになりますが、これ、いかがでしょうか。

○政府参考人(堀江裕君) 重度訪問介護でござりますけど、重度の肢体不自由者などに対しまして、身体介護、洗濯等の家事援助とともに日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を提供するサービスということでございまして、少し重なるかもしませんが、重度

訪問介護のうち身体介護などについては、介護保険の対象となつた場合には介護保険サービスを利用していただくことになる一方で、重度訪問介護については障害福祉サービス固有のものでござりますので、介護保険の対象となる障害者がそのような支援を必要とする場合には重度訪問介護として移動支援サービスを利用していたただくことになるかと思います。

このように、介護保険と障害福祉の重度訪問介護の適切な組合せによりまして利用者が引き続き必要なサービスを受けられるようにしてございまして、引き続きその取扱いにつきまして周知徹底をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○川田龍平君 それでは、六十五歳以上の障害者に共生型サービスの利用を義務付けるようなことはないでしようか。また、この若年障害サービスの利用者が、既存の障害福祉サービスの利用を制限されて、共生型サービスの利用を強制されるということもないでしようか。

○政府参考人(堀江裕君) 六十五歳以上の障害者について、介護保険の被保険者となつた際に、これまで通り慣れたなじみの事業所でサービスを利用しやすくするために今回共生型サービスを創設されたものでございまして、共生型サービスを利用するか否かは利用者自身に御判断いたぐるものでございまして、共生型サービス創設後も、六十五歳以上の障害者に共生型サービスの利用を義務付けるようなことはございません。また、若年の利用者の希望にも十分配慮した上で適切な支援が受けられるよう支給決定いたぐものでございまして、現行の障害福祉サービスの利用を制限して新設の共生型サービスの利用を強制するようなことはございません。

○政府参考人(蒲原基道君) お答え申し上げます。特別養護老人ホームにつきましては、平成二十一年の四月から新規の入所者を原則要介護三以上に重点化したところでございます。一方で、それ以前から入所されている方につきましては要介護二とて、単身世帯である、あるいは同居家族が扶助が認められております。

この特例は幾つかございますけれども、その一つとして、単身世帯である、あるいは同居家族が高齢又は病弱である等によりまして家族等による支援が期待できないなどの事情により在宅生活が困難であると認められる場合、こうした場合については要介護一、二であつても特例的に入所が認められると、このようになつてござります。

○川田龍平君 これ、確認ですけれども、家族で介護を担えない場合は、独り暮らしである場合、また、配偶者がいても利用者と同じく高齢で入院中であつたり認知症である場合、あるいは、子世代が同居できるとしても、仕事を辞める介護離職に追い込まれるケースや子育て中でダブルケアになるケースなどが含まれると理解してよいでしょうか。

○政府参考人(蒲原基道君) いずれにいたしましても、これはいろんな状況があつて、単身世帯である、あるいは同居家族の状況で、いろんな状況によって家族等による支援が期待できなくて在宅生活が難しいと、こういう状況にある場合について要介護一、二の場合の特例が認められる、ということです。

○川田龍平君 每日新聞の調査によると、特例措

定で入所できた数は大変少ないのが現状のようですね。結果、軽度者も、申請だけは受け付けて、実際にには入所できていないというのが実態なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(蒲原基道君) 先ほども御答弁いたしましたけれども、要介護原則三以上に重点化つつ、一定の要件に該当すれば要介護一、二であつても特例的に入所できるという仕組みになつてゐるわけでございます。

○政府参考人(蒲原基道君) 次に、特養の入居申請において、要介護一、二であつても家族が介護を担えない場合は特例措置の対象となると理解してよいですか。

○川田龍平君 次に、特養の入居申請において、要介護一、二であつても家族が介護を担えない場合に該当すれば要介護一、二であつても特例的に入所できるという仕組みになつてゐるわけでございます。

○政府参考人(蒲原基道君) 先ほども御答弁いたしましたけれども、要介護原則三以上に重点化しつつ、一定の要件に該当すれば要介護一、二であつても特例的に入所できるという仕組みになつてゐるわけでございます。

て、特別養護老人ホームにおさまして要介護一、二の方の入所申込手続の徹底を図るということでお般通知を出したところでございます。その通知の中においては、具体的に特例入所の要件、これは先ほどの例のことと加えて、例えば認知症の場合とか四つ事情があるわけですけれども、そしれた入所の要件を具体的に記載、チェック項目を入れるような申込様式を作つてもらつて、これを使つよう周知徹底を図ったところでございます。

申請を受けた後は当該施設ごとに入所に関する

検討のための判定委員会を設けておりまして、その合議によりまして、介護の必要な程度あるいは家族等の状況を勘案いたしまして、入所の必要性が高いと認められる者を優先して入所してもらう、入所者を決定するといふふうにしていきたいと思つています。

いずれにいたしましても、これは、高齢者の

方々が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生

の最後まで続けることができるよう、施設のみならず在宅サービスも含めまして幅広くサービス

を確保することによりまして、必要な方に必要な

サービスが提供できるように努めてまいりたいと

いうふうに考えております。

○川田龍平君 ちょっと、大臣、済みません、お

聞かしますが、よろしいでしょうか。

しつかりこれ実態を是非把握していただきたい

と思います。そして、特養のこの軽度者切り、こ

れが介護離職、それから子育てとのダブルケア疲

れ、さらには老老介護による介護殺人などの社会

問題を引き起こしているということについても

やつぱりしつかりとこれ実態を把握すべきではな

いかと思いますが、この特養の問題について、大臣、いかがお考えでしようか。短くて結構です。

○國務大臣(塩崎恭久君) 四条件を満たしておれ

ば一でも二でも入り得るということあります

が、これを十分徹底していかつたということは

私が申し上げてきたとおりでありますので、

そういった条件に合っている方々で困っている方

がおられるかどうかを含めて、よく現場を調べ

て、その上で更にやることがあればやつていきた

いというふうに思います。

○川田龍平君 介護療養病床から介護医療院への

転換に伴い、医療、介護全体の費用というのはこ

れが増えるのでしょうか、若しくは減るのでしょう

か。この財政効果の試算というのはしていないの

でしょうか、いかがでしようか。

○政府参考人(蒲原基道君) 介護医療院について

のお問合せでございます。

この介護医療院の基準やそれに伴う報酬などに

つきましては、今後、社会保障審議会の介護給付

費分科会において審議をお願いして、平成二十九

年度末に確定する見込みでございます。

また、介護療養病床から介護医療院への転換につきましては、今後決定されます、今申しました

介護医療院の基準などあるのは報酬等に基づいて、まさにその介護療養病床を今持たれている経

営者の方々が総合的に判断するというものでござ

りますので、現時点では移行の見込みなどは

まだ明らかではなくて、そのため、その財政上の

影響の見込みについてもお答えすることは今の段

階では難しいと、こういう状況でございます。

○川田龍平君 大臣、厚労省として、総費用をこ

れ減らす方向なのか、それとも増やす方向な

か、どっちに向いてこの新施設を創設するのかだ

けでもお教えいただきたいと思いますが、いかが

ででしょうか。

○國務大臣(塩崎恭久君) これ何度も申し上げて

いるように、介護保険は、自立を支援をし、そし

てまた重度化を防止するという中で、必要なサー

ビスは必要な方々にちゃんと行くということが大

事だということで、今回のこの新たな介護医療院

という名称で導入する仕組みも、これは決して財

政が先にありきでやつてゐるわけではなくて、し

たがつて総費用がどうなるかというのはなかなか

今すぐお答えするのは難しいと思うんですね。

○厚労省としては、介護医療院を、入所される長

期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者に対

して、日常的な医学管理、あるいはみとりやタ

ーと思います。もつと引き下げるべきという財務省

で、ミナルケア等の医療のサービスが不十分でなかな

か移転が進まなかつたと、移行が進まなかつたと

いふことを反省しながら、今回、特にこの医療

サービスに注目をし、そしてまた日常生活上のお

世話、介護サービス、これが一体的に提供され

ようなそういう場としての介護医療院というのを

考へているわけで、そのような要件が満たされた

ということが重要なんだろうというふうに考えて

います。

今後、介護医療院の基準とかあるいは報酬など

が今後決まってくるわけで、これは社会保障審議

会の介護給付費分科会で議論しますが、それに応

じてどういう形になつてくるかというのは、二一

に、まず、時期の関係でございます。三月分だけ

だつたのかどうかということでございますけれど

も、この実態調査につきましては、各介護サービ

スの收支等を把握いたしまして、介護報酬改定の

ための基礎資料を得るということを目的としてい

ます。

○川田龍平君 それで、来年に迫るこの介護報

酬改定について伺いたいと思います。

前回、二〇一五年の介護報酬の改定、マイナス

二・二七%の算定根拠、これを教えてください。

○政府参考人(蒲原基道君) 平成二十七年度の介

護報酬改定については、いろんな様々な状況を総

合的に勘案して結果的に、先生御指摘のとおり、

マイナス二・二七%の改定を行つたということで

ございますけれども、その内訳でございます。

少し整理しますと、一つが介護職員処遇改善加

算の拡充、これがプラスの一・六五%ございまし

た。また、中重度の要介護者などの方に對します

在宅生活を支援するためのサービスの充実、この

部分がプラスの〇・五六%でございます。そし

て、収支状況を踏まえた適正化等がマイナス四・

四八%となつてございまして、プラスマイナスを

いたしますとマイナスの二・二七%と、こういう

ことでございます。

○川田龍平君 この内訳を積み上げた結果二・二

七%になつたという説明は、これは事実と反する

と思います。もつと引き下げるべきという財務省

との折衝の中で、大枠から先に決まつたのではな

いでしょうか。

これ、介護事業經營実態調査というのでは、これ

までなぜ三月度だけ調べていたのでしょうか。二

〇一七年調査から一年間分の収支差率を見ること

にした結果、事業者にとって負担減となると理解

してよいでしょうか。今回の変更の結果、公表は

遅れるのでしょうか。

○政府参考人(蒲原基道君) 介護事業經營実態調

査について、幾つか御質問いただきました。

まず、時期の関係でございます。三月分だけ

だつたのかどうかということでございますけれど

も、この実態調査につきましては、各介護サービ

スの收支等を把握いたしまして、介護報酬改定の

ための基礎資料を得るということを目的としてい

ます。

○川田龍平君 それで、幾つか御質問を

お聞きします。

この点については、平成三十年度の介護報酬改

定に向けて、社会保障審議会の介護給付費分科会

での議論を踏まえまして、介護事業者の経営の状

況の実態をより丁寧に把握するということが大事

だと思います。

この点については、平成三十年度の介護報酬改

定に向けて、社会保障審議会の介護給付費分科会

での議論を踏まえまして、介護事業者の経営の状

況の実態をより丁寧に把握するということが大事

だと思います。

少し具体的に申しますと、これまで单月分

だつたわけですが、実際は季節変動だと特殊要因の影響を受ける可能性があるの

で、平成二十九年度の調査から調査の対象期間を

单月ではなくて一年分に変更しました。そして、

一年分に変更することに伴つて、実際は決算書に

記載された決算額を調査すると、このように変え

たところでございます。

こうした見直しによりまして、一つは、单月分

に比べると数値の正確性が高まるというふうに考

えます。また、もう一つ、記入いただく事業者の

側にとつては、これまで单月分だと三ヶ月分を個別

に記したり書かなきやいけなかつたんですけど

でも、決算書を使うことによつて負担軽減が図る

ことができるというふうに考えてございます。

また、調査の公表の時期について最後問合せがございました。この見直し後の調査につきましては、実施時期、もうペーパー配つておりますけれども、この五月ということで今実施をしているところございます。公表の時期ですけれども、前回の二十六年度の調査と同じ十月を予定しているところでございます。

○川田龍平君 前回の報酬改定で財務省が大幅マイナス改定を主張した際の根拠となつた収支差率を中小企業と単純に比較するやり方というのではなく適切ではないでしょうか。あえて比較したとしても、一〇一四年十月の財政審で指摘された当時と比べ、現在ではその差は大幅に縮小し、適正化しているのではないでしょうか、いかがでしょうか。

○政府参考人(蒲原基道君) 介護事業経営実態調査やその前に行なう概況調査では、これは介護サービスの種別ごとに収支差率を把握しております。御指摘のとおり、他業種でいろいろ把握されているのは法人単位で把握されているというのではござりますので、そうしたものと単純に比較することはできないというふうに考えております。

そうした大前提の上で、御指摘の数値を少し簡単に言いますと、二十七年度の報酬改定のときは、二十六年三月の全介護サービス平均の収支差率が八%である一方で、二十五年の中小企業実態調査における平成二十四年度の中小企業の収支差率は二・二%ということでございました。

また、直近の状況でございますけれども、平成二十八年度の概況調査によりますと、平成二十七年度の全介護サービス平均の収支差率が三・八%

といつて、ござりますけれども、一方で中小企業の側は平成二十六年度の収支差率が三・六%と、こ

ういう状況でございます。

○川田龍平君 具体的な事業ごとの報酬改定率について、厚労省の裁量の部分が相當にあるので

はないでしょうか。

概況調査の数字を見ると、財務省は決算の数字

が比較的良かつた通所系サービスの単価引下げを

ピンポイントで攻めてくるのではないかと懸念をいたしましたが、通所系サービスの現状について厚労省はどう思っているのでしょうか。前回改定を教訓として財務省への反論の備えをしっかりとしているのでしょうか。

○政府参考人(蒲原基道君) お答え申します。

まず、この報酬の決め方の関係でございますけれども、平成三十年度の報酬改定における通所系サービスも含めました各介護サービスの改定内容については、一つは、介護保険部会の意見書あるいは経済・財政再生計画の改革工程表に盛り込まれた検討事項等について、これから介護給付費分科会で議論を行いまして、この分科会で審議報告というのを取りまとめてまいりますので、これを一つ踏まえることになります。

また、全体の額で、全体の予算、平成三十年度の予算編成過程におきまして決定される言わば介護報酬全体の改定率、このようなものを踏まえつつ、具体的なサービスごと、あるいは中身については、最終的には審議会における諮問、答申を経て決まるということでございますので、何か厚労省の裁量がすこくとりわけ大きいということではないというふうに認識をいたしております。

また、通所系サービスについてお話をございました。この件については現時点での具体的な結論が

出ているわけではございませんけれども、一つは、改革工程表で検討項目として挙がっているの

で、これを踏まえることが一つです。一方で、元々介護保険というのは、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐという、そういう理念があらわれたわけなので、こうした理念を十分踏まえた上

で、併せて制度の持続可能性の観点とすることも

この見直し後の調査につきましては、実施時期、もうペーパー配つておりますけれども、この五月ということで今実施をしているところございます。公表の時期ですけれども、前回の二十六年度の調査と同じ十月を予定しているところでございます。

○川田龍平君 具体的な事業ごとの報酬改定率について、厚労省の裁量の部分が相当にあるので

はないでしょうか。

概況調査の数字を見ると、財務省は決算の数字

ではなくて、やっぱり本当、国会でしつかり議論すべき問題だと思っています。

先ほど政治の役割とは何かと。もう本当に今、政治や特にこの行政の役割が大きくなられてきてしまっている今の現状、森友問題、加計問題、そして今回、昨日はレイプをされたという女性が記者会見を司法記者クラブで行いました。この政治と、私的な政治の利用というか、今大きな問題が起きてきているということの中で、やっぱり本当に、私は、この政治の役割、今こそ大きく求められているときはないと思います。

先ほど健康局長からも、健康の問題に配慮していうことを言つていましたけれども、命が懸かっているんですね。命の問題をやっぱりしっかりと扱う政治家が必要な時代にあって、本当にこの受動喫煙の問題は真剣にやっぱり厚労省に取り組んでいただきたいと、もちろん取り組んでいると思いますけれども。是非これは、ここでしっかりと踏みとどまつて、しっかりと頑張つてもらわなければいけないと思っています。受動喫煙の問題については、最終的には審議会における諮問、答申を経て決まるということでございますので、何か厚労省の裁量がすこくとりわけ大きいということではないというふうに認識をいたしております。

私は、この間、政府が本当に今やらなければいけないことは何なのか。やっぱり本当に、前川前次官の、文科省の前次官の話もそうですし、様々この今の政府がやっていることのおかしさを自ら記者会見で述べて、この国のおかしさを正そうと。いう人たちが本当に多く立ち上がっております。是非、そういう意味でも、大臣には、ここは気合を込めて、受動喫煙防止の対策について本当に今思いをやつぱりしっかり述べていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○國務大臣(塙崎恭久君) 先ほど三原委員からも御指摘がありましたが、十四年前に健康増進法で建物の管理者に対する努力義務として受動喫煙対策をやるようについてあります。それで、これからまた会期末に向けて最大限の努力をして法案提出をしてまいりたいというふうに思いました。

先ほど働く場の話をありましたがあらゆる立場の人たちが、がん患者はもとよりありますけれども、いろんな方々が受動喫煙を受けたくないと思っていらっしゃる方がたくさんおるので、そういう人たちが全てそういう被害に遭わないような対策を打たなければいけないと思いますので、これからまた会期末に向けて最大限の努力をして法案提出をしてまいりたいというふうに思いました。

○川田龍平君 ありがとうございます。

○委員長(羽生田俊君) 午後一時十五分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十五分休憩

と。したがって、努力義務ではこれは効果がない

ということが分かつたということだと思います。

安衛法の話もございましたが、これも努力義務でありますので十分な効果がないということであります。今回は、やはり有効な実効性のある受動喫煙対策を、それもやはり例外なく皆が受動喫煙から、望まない受動喫煙を受けないという、そういうことをどうやって実現をしていくのかということが問われているんだろうと思いますし、これは総理から施政方針演説の中で受動喫煙対策を徹底をするということで言及があつたわけであります。とりわけ、それはオリンピック・パラリンピックの開催を控えてということではござりますけれども、しかしそれは一つのきっかけであつて、先ほどの三原委員からの御指摘のように、既に科学的に実証をされた受動喫煙の被害から国民は、やはり原則屋内は禁煙という私たちの基本的な考え方の案というものを守つていただきたいというふうに考えています。

先ほど働く場の話をありましたがあらゆる立場の人たちが、がん患者はもとよりありますけれども、いろんな方々が受動喫煙を受けたくないと思っていらっしゃる方がたくさんおるので、これからまた会期末に向けて最大限の努力をして法案提出をしてまいりたいというふうに思いました。

先ほど働く場の話をありましたがあらゆる立場の人たちが、がん患者はもとよりありますけれども、いろんな方々が受動喫煙を受けたくないと思っていらっしゃる方がたくさんおるので、そういう人たちが全てそういう被害に遭わないような対策を打たなければいけないと思いますので、これからまた会期末に向けて最大限の努力をして法案提出をしてまいりたいというふうに思いました。

○國務大臣(塙崎恭久君) 先ほど三原委員からも御指摘がありましたが、十四年前に健康増進法で建物の管理者に対する努力義務として受動喫煙対策をやるようについてあります。それで、これからまた会期末に向けて最大限の努力をして法案提出をしてまいりたいというふうに思いました。

○委員長(羽生田俊君) 午後一時十五分に再開することとし、休憩いたします。

○委員長(羽生田俊君) ただいまから厚生労働委

午後一時十五分開会

員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、宮沢由佳君が委員を辞任され、その補欠として神本美恵子君が選任されました。

○委員長(羽生田俊君) 休憩前に引き続き、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○山本香苗君 公明党の山本香苗でございます。

まず最初に、大臣にお伺いをさせていただきましたが、昨年の十一月に与党の性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するプロジェクトチームで性犯罪・性暴力根絶のための十の提言を取りまとめて、十二月二十一日に塙崎大臣のところにお持ちをさせていただきました。どう対応していただいたのか、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(塙崎恭久君) 昨年の十二月に、与党でおまとめをいただきました性犯罪・性暴力被害者の支援体制に関するP.Tにおいて取りまとめられました性犯罪・性暴力被害根絶のための十の提言、今御指摘がございましたが、これを頂戴いたしました。女性に対する性暴力というものは重大な人権侵害であることは言うまでもないわけであります。性犯罪・性暴力被害に遭われた方々に対する支援というものは、これは山本副大臣時代からも熱心に取り組まれておりましたが、極めて重要な課題だというふうに思っています。

十の提言を踏まえまして、厚生労働省としてもこの問題に速やかに取り組んでまいらなきゃならないということで、まず具体的には、被害者に対する相談支援体制の強化に関して、平成二十九年度予算では、婦人相談員によります相談支援の充実を図るために、婦人相談員手当、これを大幅に拡充をいたしました。それから、婦人保護事業の抜本的な見直しや、それから若年の性暴力被害者、この支援に関して、今年度実施をいたします調査研究事業において、支援の実態そして性暴力被害を受けた若年女性の実態把握をしっかりと行

うということにしております。

そして、特に若年女性への支援、これに関しましては、公的機関と民間の支援団体、これがやはり密接に連携をしながら、アウトランによる相談支援とかあるいは居場所の確保などを行うモデル事業を検討を今しているところでございます。

さらに、中長期的な支援体制の検討、これに関しましては、婦人保護施設などの支援プログラムの策定を今年度の調査研究事業で検討するということにしております。

さらに加えて、性犯罪や性暴力の被害を受けた方の中には自殺を図るおそれのある方もおられるために、被害者支援と自殺対策との連携、これが重要だと思っております。政府の自殺対策の指針でございまして、自殺総合対策大綱、これを見直して、相談体制や居場所づくりなどの支援の充実と、いうものをしっかりと位置付けて支援を進めてまいりたいというふうに考えております。

厚労省としては、関係省庁ともしつかり連携をしながら、こつした取組を進めて、性犯罪・性暴力被害への支援の充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

○山本香苗君 いろいろと具体的にお取り組みいたしましたが、どうぞ

に調査を開始するということで、今年度末までに

は、調査結果をまず集計をして、分析をして、そしてそこから課題の整理を行うということこれまで行いたいというふうに思っております。

特に、この調査の実施に当たりましては、調査項目の検討段階から、実際に現場でいろいろと取り組まれています婦人相談所あるいは婦人保護施設に働いておられる方々の御意見ですとか、実際に若年女性への支援活動をされている方々、こういった方々の現場の意見を十分私ども伺いながら、きちっと御協力をいただいて全体の調査研究を進めさせていただきたいというふうに思っております。

○山本香苗君 この点につきましては、引き続き与党P.Tで法整備も含めて議論してまいりたいと思っておりますので、石井委員がいなくななりましたけど、一緒に与党P.Tのメンバーとして頑張つておりますので、是非それに資するような調査研究をしていただきたいと思つております。

○山本香苗君 まさにSOSのサインに気付くことができるように教員が技術や知識を身に付けることが必要だと考えておりますが、今現在、教員養成課程において見直しが進んでいると伺つております。是非とも子供や家庭福祉を必修化していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(樋口尚也君) お答えいたします。様々な困難を抱えている子供たちに対しましては、学校の教員が福祉の専門家等と連携をしながら適切な対応を取れるようにすることは極めて重要なことです。

○政府参考人(龍本寛君) お答え申し上げます。文科省にお伺いします。性暴力や性的虐待等様々な困難を抱えている若者・子供に対して、学校はどう対応しているんでしょうか。

○政府参考人(吉田学君) お答え申し上げます。性暴力被害やその他様々な悩みや課題を抱えている児童生徒に対しましては、学校において、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーや心理の専門家であるスクールカウンセラーが、児童生徒の個々の状況に応じまして、関係機関と連携しつつ、学校の教職員とともに組織的に支援を行っているところでございます。

○山本香苗君 非常に簡潔に答弁していただいたんですが、要するに教職員が対応して、あとスクールソーシャルワーカー等で対応しているということを伺つていただきたいわけなんですが、確かにスクールソーシャルワーカーというものの配置が全国的には広がつてきていますが、全ての学校にいるわけではありません。常勤でもありませんし、中学校区に一人とかそういった場合が

多いわけです。

子供たちに身近な学校の役割、中でも日々子供に接する教職員の方々の役割というのは大変重要なことを思つております。しかしながら、残念なことに、過去に教員が虐待に気付きながら通報せずにいたことがあります。

現在の教員養成課程におきましては児童福祉や家庭福祉に関する科目が設定をされていません。子供が自殺に追い込まれたような事件もございました。

子供たちに身近な学校の役割、中でも日々子供に接する教職員の方々の役割というのの大変重要なことを思つております。しかしながら、残念なことに、過去に教員が虐待に気付きながら通報せずにいたことがあります。

す。この六月にもまとめる予定でございまして、そうしますと、平成三十一年の四月から大学のカリキュラムに盛り込まれる予定でございます。

さらに、教員がスクールソーシャルワーカーなど多様な専門家と連携をしてチームとして組織的に対応し、様々な困難を抱える子供たちの課題に取り組んでいることを推進をしておりまして、この教職課程においてチーム学校への対応についても新たに学ぶように、七月中にも教育職員免許法施行規則の改正を予定しているところでござります。

山本委員の御指摘も踏まえまして、今後とも、保護者の病気や失業など経済的に困窮している子供たちに対しまして学校や職員が福祉的な観点から適切な対応が取れるよう、この教職課程においても必要な措置を行つてまいりたいと考えております。

○山本香苗君 是非ともお願いしたいと思います。特に教育と福祉の連携というのは、極めて今日的な課題として重要なとおもつております。この点については、この教員養成課程のみならず、ほかのところでもやらなくちゃいけないのでも、また児福法の改正のときに別途議論させていただきたく思います。

次に、生活保護制度についてお伺いしたいと思います。

生活保護世帯の子供が大学等に進学する場合に、世帯分離され保護費が減額されます。世帯分離された後に生活保護世帯の大学生等がどんな生活を送っているのか、大変厳しいという話は個々には伺つておりますけれども、その詳細といふのは具体的には把握されておりません。正確な人數すら分かりていません。

そこで、まずは実態を調査しようと、昨年度、堺市のケースワーカーさんたちが大阪市立大学と合同で、本日資料としてお配りさせていただいたります、生活保護世帯の大学生等に対する生活実態調査というものを実施いたしました。この調査によつて、世帯分離して大学等に進学した後の

生活が想像以上に厳しいという実態が浮き彫りになりました。

なつたと思います。

例えは、三ページのところにありますけれども、大学生に今、二人に一人が学生支援機構の奨

学生等においては八六・六%が奨学金を借りています。つまり、奨学金がなければ学生生活が成り立たないということです。家庭からの給付金は、一般的の学生は約百万円なんですが、年間、生活保護世帯の大学生は年間約十二万円です。その結果だと思いますが、四ページにありますとおり、奨

学金の借入総額四百万円以上の大学生が七四・一%、借入金額が大きいんです。その上、一般世帯の大学生等は親が加入している健康保険に入れますけれども、生活保護世帯の大学生等は新たに国民健康保険に加入しなくてはならなくなります。

そのため、二ページのところにあります学生生活費に占める保健衛生費というところが一般学生よりも大きくなつております。

要するに、生活保護世帯の子供たちは、大学等に進学するという選択をすることによりまして多額の借金を背負うことになる、加えて、生活保護の対象でなくなるということによってケースワーカーの支援からもこぼれ落ちてしまふ、最悪の場合、健康保険料が払えなかつた場合、無保険状態に陥つてしまふ。

今回の堺市の調査というものの、これはケースワーカーさんたちが自発的になさつたそうでありますけれども、私は極めてタイムリーで、かつ有用な調査だと思います。ですが、本来こうした

調査などは、私は厚生労働省こそが行うべきではなかつたのかと思います。

是非、今からでも遅くはありませんので、厚生労働省としても、この堺市の調査を踏まえて、生

活保護世帯の大学生等の実態調査を行つていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(足塚由美子君) お答え申し上げま

ります。

生活保護世帯から大学等に進学した学生さんに、例えば、三ページのところにありますけれども、大学生に今、二人に一人が学生支援機構の奨学金を借りているわけですが、生活保護世帯の大学生等においては八六・六%が奨学金を借りています。つまり、奨学金がなければ学生生活が成り立たないということです。家庭からの給付金は、一般的の学生は約百万円なんですが、年間、生活保護世帯の大学生は年間約十二万円です。その結果だと思いますが、四ページにありますとおり、奨学金の借入総額四百万円以上の大学生が七四・一%、借入金額が大きいんです。その上、一般世帯の大学生等は親が加入している健康保険に入れますけれども、生活保護世帯の大学生等は新たに国民健康保険に加入しなくてはならなくなります。

そのため、二ページのところにあります学生生活費に占める保健衛生費というところが一般学生よりも大きくなつております。

要するに、生活保護世帯の子供たちは、大学等に進学するという選択をすることによりまして多額の借金を背負うことになる、加えて、生活保護の対象でなくなるということによってケースワーカーの支援からもこぼれ落ちてしまふ、最悪の場合、健康保険料が払えなかつた場合、無保険状態に陥つてしまふ。

今回の堺市の調査といふもの、これはケースワーカーさんたちが自発的になさつたそうでありますけれども、私は極めてタイムリーで、かつ有用な調査だと思います。

○山本香苗君 実施するということで、是非お願ひいたします。

今後、生活保護部会において、生活保護世帯の子供の大学進学については何が必要か総合的に検討していくと伺つておりますが、具体的にどうい

う観点からどのような支援の拡充を検討していく

おつもりか、大臣の思いも含めて御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(足塚由美子君) お答え申し上げます。

○国務大臣(塩崎恭久君) 貧困の連鎖を世代間で許さないと、こういうことが大事であり、また、

については、生活保護制度の対象外となるため、現状では、御指摘のとおり、福祉事務所において把握している生活状況の内容は限られているところでございます。

今回の堺市の調査は、このような中で生活保護世帯の出身の学生の状況を明らかにしようとしている試みでございまして、意義がある調査だということを理解をしております。

特に、今委員から御紹介いただきましたとおり、収入やアルバイトの状況、奨学金の状況、あるいは生活保護の出身の学生さんが将来の進路について目的意識を持つて就学しているということをが分かるような項目もございまして、大変示唆に富むものと受け止めております。

こうした調査を参考として、御指摘のように、大学等に進学している生活保護世帯出身の子供について全国的にも実情を把握するということ、重頭に置きながら、その調査手法も含め検討してまいりたいと考えております。

○山本香苗君 検討じやなくて実施していただきたいんですが、いかがですか。

○政府参考人(足塚由美子君) 今申し上げたように、大変意義があるということを考えておりますので、ただ、現場のケースワーカーさんの負担といふこともありますので、どのような方法で行うかということも含めて実施する方向で検討してまいりたいと思います。

○山本香苗君 実施するということで、是非お願ひいたします。

今後、生活保護部会において、生活保護世帯の子供の大学進学については何が必要か総合的に検討していくと伺つておりますが、具体的にどういふ観点からどのような支援の拡充を検討していくおつもりか、大臣の思いも含めて御答弁いただきたいと思います。

私は三年ぐらいアメリカにいましたが、アメリカに行きますと、十八歳になるともう親と関係なく大学に進学をして、一年生のときにもう奨学金の返済計画が始まることになります。つまり、在学中からもう奨学金インターナシップで三千ドル返すとか、いろんな形で早くから返済が始まって、芝刈りを大学でやることも含めていろいろやっていますから、そんなことも含めて是非総合的に考えていく

たいと思つております。

○山本香苗君 次に、文科省にお伺いしたいと思つります。

今日お配りした調査の概要版なんですが、これども、全体版には、支援するためには望ましいと考える制度は何かという問い合わせました。一番多い回答は、実は学費の減免制度七一・七%、二番目が給付型奨学金六七%。そして、今大臣にお答えいただいた生活保護の適用については四番目で三七・七%なんです。しかし、実際減免を受けている学生というのは二割強で、四割以上の学生が大学に減免制度がない、つまり受けられていませんと回答しております。

要するに、この問題は、世帯分離しなくても進学できるようにさえすればいいという問題じやないといふことなんですね。授業料減免も拡充しないといけない、文科省も頑張らなければいけない、そういう問題なんです。

そこで、政務官にお伺いします。文科省としてこの調査をよく見ていただきたい、是非新たな支援策を取りまとめていただきたいというのが一つ。

あわせて、もう一個聞きます。

生活保護世帯の子供たちは、高校進学や高校生活においても困難を抱えております。こうした子供たちが高校や大学受験を断念しないよう、東京都では平成二十年度から受験生チャレンジ支援貸付事業というのを実施しております。この事業は、中学三年生や高校三年生等に塾の費用だとか受験料を無利子で一定所得以下の家庭に貸し付ける事業です。合格すれば返さなくていいと。創設時から昨年までの利用実績は約六万七千件で、利用者の約九割は高校、大学進学しております。実際、子供の学習支援等々を実施されている方々からも、これは大きな後押しだと伺っております。是非、東京都の取組も研究していただきたいと。

もう時間が来りますので、この二点、簡潔に、やると言つていただけて終わつていただければと思います。よろしくお願ひします。

○大臣政務官(樋口尚也君) 御指摘、御提言ありがとうございます。

まず、授業料減免は随分進んでまいりましたけれども、まだまだだという御指摘だと思いますので、しっかりと新たな支援策も含めて検討させていただきたいと思います。

東京都が行われている受験生チャレンジ支援貸付事業は、もう極めて自治体独自の取組がこうやって進んでいるということは大歓迎するべきことですし、御尽力をされている関係者の皆様に心からの敬意を表します。周知活動は今努めていますが、

国全体として大変な予算が掛かる事業かと存じますので、この点についても先生方のまた御指導をいただきながらよく考えていただきたいと、こういうふうに思つております。

○熊野正士君 公明党の熊野正士です。

本日は、まず受動喫煙について質問をしたいと

思います。

受動喫煙の健康被害については国民的な関心も非常に今高まっています。また国内外の論文などでも数多く発表されております受動喫煙の健康被害、特に若年者、未成年者、未成年の方への影響が大きいんだというふうな研究結果も数多くあります。科学的根拠に基づく受動喫煙の健康被害について、特に若年者、未成年者への健康被害について教えていただければと思います。

○政府参考人(福島靖正君) お答えいたします。

昨年九月に公表いたしました喫煙の健康影響に

関する検討会報告書におきましては、受動喫煙と因果関係があると推定する証拠が十分な疾病として、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中などが挙げられます。

是非、東京都の取組も研究していただきたいと

思います。また、受動喫煙と小児のぜんそくの既往と乳幼児突然死症候群、SIDSが挙げられております。また、受動喫煙と

の因果関係が示唆される疾患として、妊婦についての低出生体重や胎児発育不全が、また小児については、ぜんそくなど呼吸器の問題を始め、中耳炎や齶蝕など、様々な疾患が挙げられております。

○熊野正士君 この受動喫煙を防止するにはどうしたらいいかということですけれども、WHOは、建物の中での禁煙が何より必要だというふうに提言というか、推奨をしているわけです。

建物の中での禁煙がどこまで法規制が進んでいるかということをWHOとしては基準としているわけですけれども、このWHOの基準を基にすると、日本の現状というものを国際比較の観点で教えていただければと思います。

○政府参考人(福島靖正君) WHOにおきましては、各国の受動喫煙防止対策に係る法令等の整備状況等を調査し、医療施設、大学以外の学校、大学、行政機関、事業所、飲食店、バー、公共交通機関という八種類の公衆の集まる場、パブリックスペースのうち、屋内禁煙を義務とする施設の種類の数に応じて四段階の分類でランキング、ランク付けをしております。我が国は、屋内禁煙を義務とする法律がないため、受動喫煙防止対策につきましては、四段階の分類のうち世界最低レベルに分類されております。

○熊野正士君 ありがとうございます。

今のお答弁もお聞きしまして、私自身も医者といふ立場から、受動喫煙、この防止の法整備はもう必ずやらないといけないと、そのように訴えさせていただきまして、次の質間に移りたいと思いま

す。

ギャンブル依存症について伺いたいと思いま

A MEDのギャンブル依存症の実態調査がこの五月末に新たな結果が発表されるというふうに聞いております。新たな知見などあれば教えていた

だければと思います。

○政府参考人(堀江裕君) A MEDの調査でござ

いますけれども、三月に実態把握いたしました

十一都市の住民基本台帳から無作為に対象を抽出いたしまして、世界的に最も多く用いられている

ギャンブル依存の簡易スクリーニングテスト、SGSを用いまして面接調査を行つて、中間取りまとめを行つたものでございまして、今お尋ねの

医師の診断面接というのを四月以降進めていまして、まだ実は手元に届いてるところに今なつてございませんで、これにつきまして早急に結果を取りまとめて公表できるように促してまいりました

いと考へてございます。

○熊野正士君 昨年の十二月に厚労省に依存症対策本部というのが設置されました。これは、アルコール、薬物、ギャンブルの各依存症対策を総合的に行うというふうに承知をしております。この取組の現状について答弁をお願いいたします。

○政府参考人(堀江裕君) 昨年十二月の二十六日に依存症対策推進本部が省内に設置されまして、ギャンブル等依存症についてはその日に関係閣僚会議が発足したわけでござりますけれども、省内の方につきましては、大臣を本部長といたしまして、その下にアルコールの健康障害対策、薬物依存症対策チーム、それからギャンブル等依存症対策チームを設けまして、省内の横断的な施策を進めているところでございまして、それぞれ会合を開きまして、アルコールであればアルコール健康障害対策推進基本計画に基づいて多量飲酒による健康障害等のアルコール健康障害に係る施策についてなど、薬物については主に薬物依存症の再発防止のための相談、治療体制の構築について、それからギャンブルについてはギャンブル等依存症対策についても実態把握調査、相談体制、医療体制の強化についてということで、それぞれ検討を行つておりますその実態把握調査、相談体制、医療体制との間の連携、そして来年度の概算要求に向けた検討などを引き続きそのチームを活用しながら進めていきたいと考えてござります。

○熊野正士君 あと、今年度の依存症対策予算是前年度に比べると約五倍になつて増額をされておりまして、これは専門医や相談員の配置といった

人材の確保に充てられるというふうになつております。この人材確保の目標などについて厚労省の見解を求めるといいます。

○政府参考人(堀江裕君) 依存症対策予算、御指摘のとおり、前年度から大分多くなりまして、五・三億円となりまして、各都道府県等に依存症の専門医療機関、それから依存症相談員の増員に充てるということで、この専門医療機関につきましては、平成二十六年度から二十八年度までの地域における依存症の治療拠点となりますモデル事業を五府県で実施してございまして、これを今年度には六十七の県、市においてできるよう預算措置させていただいているところでございまして、神奈川、岐阜、大阪府、岡山県、佐賀県において先行的に取り組んでいただけるもののもっと広げられるようにしてまいりたいと考えてございます。

それから、依存症の相談につきましては、全国の六十七か所の都道府県、指定都市の精神保健福祉センター職員等が依存症に関する問合せ、相談業務を実施しておりますが、二十七年度末のところで精神保健福祉センターには二百五十四名の精神保健福祉士が勤務しておりますが、依存症専門の相談員の配置ができるよう六十人分の予算を確保しているところでございまして、こうした取組を着実に進めまして、拠点なり、あるいは人材なりの充実の積極的な強化を努めてまいりたいと考えてございます。

○熊野正士君 是非ともよろしくお願いをいたします。

最後に、アルコール依存症とかギャンブル依存症というのは自助グループとかの役割が非常に大きいために、本年度の予算でも、自助グループなど民間団体への支援のための予算措置が講じられておりまして、都道府県ごとに事業を行なっているんですけれども、ほとんどの都道府県で事業化されていないとお聞きをしており

ます。

せつかりと予算措置ですので、各都道府県でしっかりと事業が進むように厚労省として対処していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(堀江裕君) 今年度から、地域生活支援促進事業におきまして、依存症者、その家族が互いの悩みの共有、情報交換を行う交流活動に対する支援、依存症の理解を促進する刊行物発行

費用の助成など、依存症に関します普及啓発に関する支援、依存症者、その家族を対象とします相談活動に対する支援などを民間団体に行なっていたら助成を行うこととしてございまして、やはり公的なところでやるのと民間でやるのと両方で取り組むのがよからうと、こういう話でござります。

本事業につきまして、今御指摘のとおり、年度当初から予算化できているところはないわけでございますので、もう既に手を挙げていただいているところもございますし、それから、いろんな会議を通じましてこれに積極的に取り組んでいたただけるようにお願いをいたしまして、せつかりと有効活用できるようにしてまいりたいと考えてございます。

○熊野正士君 終わります。ありがとうございます。

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。

今日は、アスベスト訴訟の和解手続の周知徹底について質問したいと思います。

大阪泉州アスベスト訴訟で、二〇一四年の十一月初めて国との賠償責任を認めた最高裁判決が確定いたしました。二〇一四年十二月二十六日、和解が成立したわけですが、その際の和解条項四、これはどうなつてあるのか、その部分を読み上げて御紹介いただきたいと思います。

○政府参考人(山越敬一君) お答え申し上げま

スベスト訴訟第一陣の原告の方々との和解における和解条項、この第四項でございますけれども、

第一審被告、厚生労働省は、大阪泉州アスベスト国賠一陣訴訟及び二陣訴訟の最高裁判決において國の責任が認められた方々と同様の状況にあつた石綿工場の元労働者の方々についても、同判決に照らして、訴訟上の和解の道を探ることについて周知徹底に努めると記載をされているところでございます。

○倉林明子君 また新たに追加的にリーフ、ポスターの周知や配付をしていくということですが、

二〇一五年の二月以降、これまでにも三次にわたり、ポスターは約十六万五千枚、リーフは八十八万部、これリーフ八十八万部に加えて、今年更にまた百三十八万部配ろうというのが資料一枚目、二枚目のリーフということになつているわけで謝罪もされたということで伺っております。

これ、早期解決のために、該当者に提訴をしてもらうという必要があるわけです。そのためには、周知徹底をする、これ和解条項四に示したとおりだと思うわけで、改めて確認したいと思いますが、周知徹底は國の責任だ、よろしいですね。

○國務大臣(塩崎恭久君) この泉州アスベスト訴訟最高裁判決におきまして、國の規制行政における不作為責任と、これが認められたわけでありますが、周知徹底は國の責任だ、よろしいですね。

○國務大臣(塩崎恭久君) この泉州アスベスト訴訟最高裁判決におきまして、國の規制行政における不作為責任と、これが認められたわけでありますが、周知徹底は國の責任だ、よろしいですね。

この判決を受けまして、泉州アスベスト訴訟の第一陣の原告の皆様方との間で和解が成立をしておるわけでありますけれども、その際の和解条項の趣旨も踏まえて、判決において國の責任が認められて原告の方々と同様の状況にあつた方、この

方々に対してはできる限り和解手続を知つていただくということが重要であるわけであつて、今、周知徹底に努めるというところを局長の方から読み上げたところでございます。

こういうことから、平成二十七年以降、こうした石綿工場で働いてこられた方々に対しまして、和解手続の周知のためのリーフレット、ポスターを作成をいたしまして広く周知を行つてまいります。

おりますけれども、更なる周知を図る観点から、本年三月にも約七万部のポスター、約三十八万部のリーフレットを全国の自治体、そして労災指定医療機関などに追加配付をするということをいたしました。

とともに、自治体に対しまして、市民センターなど多くの住民が御利用される施設へのポスターの掲示などを依頼をするなど、効果的な周知を図つておるところでございます。

○倉林明子君 また新たに追加的にリーフ、ポスターの周知や配付をしていくということですが、

二〇一五年の二月以降、これまでにも三次にわたり、ポスターは約十六万五千枚、リーフは八十八万部、これリーフ八十八万部に加えて、今年更にまた百三十八万部配ろうというのが資料一枚目、二枚目のリーフということになつているわけで

こうした取組によって提訴件数が増える、そして和解につながっていくと、これが望ましいことだというふうに思つわけですが、認識いかがですか。

○國務大臣(塩崎恭久君) そのとおりだと思います。

○倉林明子君 それでは、この間の周知徹底の効果はどう上がつてているのかということで、周知が本格化した二〇一五年以降、工場労働者型のこの提訴状況、つまり泉州アスベストの方々と同様の

方々とすることについての提訴状況を厚生労働省から資料を提出していただきまして、それを取りまとめたものが三枚目の資料ということになつております。

これを見ていたら、たくさんの中のリーフレットもチラシもお配りしているんだけれども、全体として、周知徹底後は、原告数が五百一十一、被災者数は百三十五という数字に私はほどまつておるというふうに思つわけですからども、周知徹底の効果についてはどのように評価されていますか。

○政府参考人(山越敬一君) 大臣からお答え申

し上げましたとおり、厚生労働省におきましては、全国の自治体あるいは労災指定医療機関などに対しまして、この工場労働者型のアスベスト訴訟の和解手続の周知のためのリーフレットあるいはポスターを配付しております。見やすい場所への掲示でございますとか備付けを依頼することにより、和解手続の周知に努めてきたところでございます。

このリーフレットあるいはポスターにおきましては、法テラスあるいは弁護士会を相談先として紹介をしておりまして、法テラスからこのリーフレットとかポスターを見た方からの問合せが一定の数あるというような報告もいただいております。それからまた、自治体からも、配付いたしましたリーフレットについて、追加送付依頼、そういうものも厚生労働省の方にいただいておりましてございまして、こうしたリーフレットでございましてとかポスターの配付、これにつきましては一定の周知効果が出ていると私どもは考えております。

○倉林明子君 提訴に至つて初めてこれは賠償ということになつてくわけですから、そこで実を上げていくという点から見ると、私は、現実的には、反応があるとか追加のリーフの、チラシの請求があるとかということだけでは少し評価できるような実績が上がっているとはちょっとと言ひ難いなと思つてゐるわけです。

そこで、この全体の件数は決して順調に伸びてゐるとは言えない中でも、黄色の欄にしております佐賀県、ここでは、二〇一六年、二〇一七年合計が六十五件ということで、大阪は御当地でもありますので、それ以外のところ、全国的な比較を見てみると、佐賀地域、これ突出して多いといふ状況になつております。これは、佐賀労働局が独自に労災補償給付を受給している人に対して直接受け取つたと私言えるとすれば、実態つかんでおられると思います。どうですか。

○政府参考人(山越敬一君) 佐賀労働局から、こ

の和解手続の周知のためのリーフレットでございますけれども、これを個別に送付をいたしましたのは事実でございますけれども、それがどのようない効果を上げたかということについては必ずしも明らかではないというふうに考えていくところでございます。

○倉林明子君 数字を見れば、これ効果上がつているということを私否定できないと思いますよ。その上で、佐賀ではこのリーフを直接送つたと知徹底してほしいという要望が出てんだけれども、実はこれ、厚生労働省が本省の判断として適切ではないということで今ストップが掛けられた状況になつてゐるんですね。その説明として我々聞いているのは、こうして個別に送ると誤解を招くおそれがあると、そういう説明を受けているんです。じゃ、佐賀で実際配つたところで誤解や混乱なんかもは起つてゐるのかといいますと、実際にはそういうことは起つてないわけです。

佐賀労働局が送付したというは、資料の一、二で付けておきましたチラシということになります。これを受け取つて実際に提訴に至つた遺族の方がいらっしゃいます。この方のお話を聞きますと、死亡から二十年ということになれば損害賠償請求権が消滅すると、そういうことを知つて、もう少しでこういう提訴、そして賠償請求という機会を失うところだったというお話を伺つてゐます。これは、請求権を失うという、そういう期間も迫つてゐるということを私は重く受け止める必要があるんだというふうに思ひます。

今おつしやつたように、労災補償給付、これを受け取つてゐる方々というのは、それぞれ労働局つかんでいるわけですよ。そういう遺族の方も見ればはつきり効果を上げたというふうに思つてゐるわけですが、それを全国に広めるんじやなくて、慎重な対応をするようにと、事実上、厚労省が省の判断としてストップしていふという状況にあるわけです。

そこで、大臣、これ知らなければ、早期解決どころか提訴できずに損害賠償請求権そのものが消滅する、そういう危険もあるし、それが迫つていつう方々もいらっしゃるわけです。私は、誤解を招くことを恐れるよりも、補償を受ける機会を失わせてしまふと、この方が問題だと思うんであります。

○政府参考人(山越敬一君) 佐賀労働局から、この石綿工場で石綿粉じん作業に従事し、じん肺管理区分の決定を受けていると、こういう方々も対象となるわけですよ。今回、佐賀はその労災の

すよ。大臣、認識いかがでしようか。

○国務大臣(塙崎恭久君) 先ほど申し上げたように、今回、この最高裁判の判決では、国の規制行政の不作為、これが認められたわけで、同様の状況にあつた方々は是非和解手続に応じてほしいと、こういうことがあります。

したがつて、そのことをしっかりと周知することが大事であり、知つていただくことがやはり大事であることは今御指摘のとおりであります。それで、石綿工場で働いておられた方などに対する和解手続、この周知の重要性は当然認識をしていなければいけないと思つております。

今後、具体的な送付先あるいは実施方法を検討した上で、国から関係し得る労災保険受給者に対しましてリーフレットを送付する方向で検討をしてはどうかということで進めてまいりたいというふうに思つております。

○倉林明子君 検討してはどうかじやなくて、検討して実際に進めていただきたいと思うんです。それは、請求権を失うという、そういう期間も迫つてゐるということを私は重く受け止める必要があるんだというふうに思ひます。

○倉林明子君 だから、それをさつき聞いたんですよ。だから、その上で、もう一つ対象として広げてほしいということで、管理区分、これも周知、チラシにちゃんと書いてありますよ、だから、そういう対象の人にも配つたらどうやというふうに何で一つも答えられないんでしょうね。どうですか。

○政府参考人(山越敬一君) 今お答えを申し上げましたように、これは国家賠償法、訴訟することによって和解手続に進むということでございますので、そういうふうに佐賀の取組が私は数字を見ればはつきり効果を上げたというふうに思つて私はしつかり届けていく、急いで届けていくといふ対応が必要だと、それが真摯に謝罪を実践に移しているということを受け止めてもらえる中身だと、やり方だというふうに思つてゐます。

さらに、労災の補償給付に加えて、この泉南アスベストの訴訟で和解条項四にあつたように、同様の状況にあつた方々ということでいいますと、この石綿工場で石綿粉じん作業に従事し、じん肺の訴により和解を進めている、これに石炭じん肺訴

補償給付を受け取つてゐるという方に対する個別の情報提供ということでしたけれども、実際に和解条項の中身に沿つて周知徹底するというのであれば、こういう方々も含めて直ちに情報提供に踏み切るべきだというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(山越敬一君) 今御指摘をいただきました関係する労働者ということでございますけれども、石綿工場におけるその最高裁和解の内容でございますけれども、昭和三十三年五月二十六日から昭和四十六年四月二十八日までの間、国が規制権限を行使して石綿工場に局所排気装置の設置を義務付けなかつたことを理由として国家賠償法の適用をするとということでございますので、こいうふことを踏まえて、関係し得る労災保険受給者への周知というのを図つていく必要がある、そういうことを検討する必要があるというふうに考えてゐるところでございます。

そこで、同じように国側が最高裁で敗訴し、提

訟があります。今日、経産省に来ていただきました。

この石炭じん肺訴訟の和解手続の周知というのも同様にやられています。これ、二〇一四年、資料で、四枚目、五枚目に付けておきました。ポスターとチラシ作られていて、チラシの方を紹介させていただいております。

これ、二〇一四年に改めて従前あったものを作り直すという作業をされております。なぜ作り直すことになつたのか、その理由を端的に御説明ください。

○政府参考人(福島洋君) お答え申し上げます。

石炭じん肺訴訟の和解手続を分かりやすく被害者、遺族の皆様にお伝えすべく、平成二十三年十一月からポスター、チラシを作成し、医療関係機関などに配付をしてまいりました。その後、平成二十六年四月に、筑豊じん肺訴訟最高裁判決から十年という節目を迎えるに当たり、広報活動の強化を図るべく、病院関係者や弁護団などから寄せられた、文字が小さい、目立たないなどの意見を踏まえ、より見やすく、より分かりやすくをモットーに作り直したところでございます。

○倉林明子君 大臣、これ経産省の仕事で私めつたに褒めるようなことないなと思っていましたけれど、この仕事はなかなかだとうふうに思つております。

○倉林明子君 大臣、これ経産省の仕事で私めつたに褒めるようなことないなと思っていましたけれど、この仕事はなかなかだとうふうに思つております。じん肺の方は、その名簿もないといいますよ。じん肺の方は、その名簿もないといいますよ。じん肺の方は、その名簿もないといいますよ。地中で、該当する方に手を挙げてもらわないと分からぬという中で、十年目の節目になつたので、当事者の方々からも要望を受けて、意見を踏まえ作り直したという経過になつてゐる。字も大き

いんですね。私も、この厚生労働省の字、ちつちつですね。

それで、お支払についてと書いてあるけれども、その賠償金を受け取れますよ。支払いますよ。ところにこういうチラシとして、また百三十八万部チラシ作るとおっしゃっていますけれども、ええとこはしつかり学んで、謝罪や賠償の意思がしっかり伝わるような周知徹底を御検討、前に進めていただきたい。

○国務大臣(塙崎恭久君) 字が小さかつたり分か

りづらいというのは、私もしよう大臣で言つてることでありますので、全く同じような意見だなというふうに今拝聴をいたしました。

確かに、最高裁の判決、重たい判決でありますから、これに従つて我々は損害賠償請求があればお応えをするということですが、できる限りそれに応じていただけるように、今御指摘をいたしましたが、この経産省のやり方も参考にしながらではありますけれども、やつていただきたいと思つますけれども。

要は、先ほど明確ではなかつたかも分かりませ

んけれども、このじん肺管理区分決定通知書が送付された方々もおられて、労災を受けているわけですから、その期間は当然守るわけありますが、

ではないけれども、その手前の方々もおられるの

で、その方々も含めて、労災保険を受けていらっ

ました。これ、ポスターの方には損害賠償金をお支払いしますって黄色いポスターに黒い字で目立つように書いてあるんです。本当に大きい文字で、炭鉱で働いていた方を探していまますというわけですね。賠償したいので手を挙げてくださいといふうの仕方なんですね。もちろん、条件違いますよ。じん肺の方は、その名簿もないといいますよ。地中で、該当する方に手を挙げてもらわないと分からぬという中で、十年目の節目になつたので、当事者の方々からも要望を受けて、意見を踏まえ作り直したという経過になつてゐる。字も大き

問があつたので、今回改めてまた質問をしたいと思つています。具体的には、国や県などから保育施設への財政支援、公費負担といふんでしようか、そのお金の使われ方についてちょっとと聞きました

前回取り上げた兵庫姫路市の認定こども園では、国や県から毎年五千万円の財政支援を受けていたんですね。ですけれども、そのこども園では、保育士の人数を偽るなどして不正に受給をしていた、それから市に無断で子供を多めに受け入れて、その子供たちの親から取つた保育料というのはプールしていた、こういうことをやつていたわけなんですね。そういうような、これに限らず、ほかにもこうした財政支援に対する不適正な使用というのが散見されます。

じゃ、実際に国や県などから保育所や認定こども園、それから幼稚園などへの財政支援というのは一体どれくらいの額かというのをちょっと調べて聞いたら、私立のデータしかないんですが、年間で一兆七千五百億円にも上るというんですね。

すごい額だなと思ってます。この額、こうした財政支援の趣旨といふのは、子供を預ける保護者、利用者の負担を軽減しようというのが目的で、それでそのお金もきちんと本来の保育に正しく使つてもらうというのが趣旨なのに、こうした不適切な事業というのが多く見られる。何でこうしたことが起きてしまうのかといふうに思いますが。

それで、前回のときは、私、監査の問題について監査しつかりやるべきだという話をしたんですけど、私は、もう一つ今の財政支援の制度上の問題が、あるんじやないかと思って、今日はちょっととそれをきちんと話をしたいと思っています。

○片山大介君 大臣おっしゃるとおりだと思います。

それで、前回のときは、私、監査の問題について監査しつかりやるべきだという話をしたんですけど、私は、もう一つ今の財政支援の制度上の問題が、あるんじやないかと思って、今日はちょっととそれをきちんと話をしたいと思っています。

○国務大臣(塙崎恭久君) 保育園の運営費の不正受給、これについて、先生いろいろ御指摘を頂戴をしているわけでありますけれども、これはなぜ起きるんだと、こういうことがありました。

もちろん、悪意を持つて意図的に行うというケースの中にはありますけれども、そしてまた知識が不足して間違つてそういうふうにするというケースの中にはありますけれども、様々なケースがありますけれども、いずれにしても、不適切なことであるわけでありますから、これは一義的に

はまず法人内でガバナンスが利いていない、このことが一番まず問題だと思います。もう一つは、公的な監査がそれを見抜けないときがあるかというふうに思います。

社会福祉法人につきましては、今般の社会福祉法の改正や昨年の改正によって、一定のガバナンスの強化を図りました。監査であつたり、いろんなことをやりました。他の法人形態についても、法人内のガバナンスを十分に機能させることができるのは重要だうというふうに思います。

また、市区町村においては、各都道府県が年一回以上行うことになつている施設監査と連携して、保育園の運営費の支給等に関する事務処理が適切に行われているかどうかということについて定期的かつ計画的に監査を行うということになりますが、これらの監査がしつかりと行われるよう、国がやつぱり各市町村をしつかり指導するということも大事だというふうに思います。

○片山大介君 大臣おっしゃるとおりだと思います。

それで、前回のときは、私、監査の問題について監査しつかりやるべきだという話をしたんですけど、私は、もう一つ今の財政支援の制度上の問題があるんじやないかと思って、今日はちょっととそれをきちんと話をしたいと思っています。

それで、まず配付資料の一枚目なんですが、これが財政支援の仕組みをちょっと簡単にイラストにして支給される、給付される。それから私立の保育所に対しては今度は右側の委託費といふものがありますけれども、まず、公立の施設に対してはこの左側の施設型給付費といふのが財政支援と

いふれにしろこれは財政支援で、二階建ての上の部分の黄色い部分になつていています。それで、下の方が利用者負担で、保育料ですね、利用料、保護者が負担するお金となつていてるんですが、まず、公費負担、この算定の仕方、財政支援からの算定の仕方、それで公立と私立で違うのかというのを簡単に短く教えていただければ。

うに私は思う。

それで、ちょっと時間ないから次行かせてもらいますと、国は二〇一二年度に保育所の経営実態調査というのを行っているんですね。それによると、保育所の総事業費の中で人件費は大体七〇%ぐらいだと。で、この七〇%が守られれば適正な給与水準になつているだろうというふうに言つてゐるんですけども、私はまず、この調査に参加した事業所数というのが千八百ぐらいしかないのでも、少ない上に、私は余り実態を把握できていなかんじやないかと思うんです。これは別に強制的な調査ではないから、俗に言うブラックな保育施設なんてこんなのに回答していないと思いますからね。

それで、その一方、東京都はおととしから都独自の新しい民間の保育施設を対象にした補助制度として、そのときの条件としては、財務諸表の提出を必ず求めるようにしたんですね。そして、それがこのほどまとまつたんですね。それで、それを見るとやっぱり人件費の割合つて七〇%じゃないんですよ。金然。社会福祉法人は六〇%台だし、株式会社だとこれ五〇%を切つていてますよ、達していないんですね。

それで、次の四枚目の資料になるんですが、これがそのデータ、これは毎日新聞の記事なんですが、毎日新聞が情報公開をして独自に集めてこれを出しているんですけども、これを見ると、保育所を運営している株式会社などで見ていくつていらんですが、平均するとやっぱり四〇%台なんですよね。中には、幅があつて、三〇%台の保育施設なんかもあるんですよ。

そうすると、これは本来の保育施設、保育のための委託費、きちんと使われてないんじやないか。だから、国としてもきちんとした私は実態把握をすべきだと思う、財務諸表を求めるなどして、これまでそれをやつてきていいんですね。そういうじやないと、実態把握をしないままに税金を投人しているというふうに言わなくても仕方がないんじやないかと思うんですが、これについて

はどのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(塙崎恭久君) 今お配りをいただいた、株式会社の人件費割合をお配りをいただいていますけれども、保育園の場合、職員の件費については、どういうふうに人件費の実態がつまましては、どういうふうに人件費の実態がなつてあるかということは指導監査において賃金台帳などから個々に見れるようになっていますので、これは市区町村の指導監査の際に一人一人につしても見れる形になつていて、これは、もちろん一人一人の賃金は公開するわけにはまいりますので、本当に適正になつていてかどうか一人を見る際には、やはりこの指導監査で賃金台帳をしつかり見ながら個々の職員の給与水準が適正かどうかということを見なければいけないといふふうに思つています。

今、公表を義務付けるべきか、財務諸表の提出を株式会社についても義務付けるということについてのお尋ねがあつたかというふうに思ひますたが、財務諸表につきましては人件費支出の総額ですが、こういう形で、今お配りいただいていますけれども、記載されているので、まあこれはこれで個々の職員の給与水準の適正さを判断するのは難しいと思いますけれども、公費が投入されている事業でありますので、適切なガバナンスを確保する観点から事業実施主体における情報の公開の在り方についてはこれはやはり御指摘のように重要な問題だというふうに考えておりますので、今後どのようにすべきか考えてまいりたいというふうに思ひます。

○片山大介君 是非よろしくお願いしたいと思ひます。

それで、時間ないんで早口で言いますが、その社会福祉法人なんか、去年、社福改革もやられてきた。だから、国としてもきちんとした私は実態把握をすべきだと思う、財務諸表を求めるなどして、これまでそれをやつてきていいんですね。そういうじやないと、実態把握をしないままに税金を投人しているというふうに言わても仕方がないんじやないかと思うんですが、これについて

で、そういうことがないようにするには、人件費はやっぱり人件費に縛るべきだというふうに思つてあります。この弾力運用の件費についてはやめるべきだと思います。

それで、以前にもこういう質問をしたら答弁の方では、処遇改善加算分については人件費に縛るようになりましたからと、うふうに言つていて、確かにまんのちよつとですから、それで処遇部分の本体帳をしつかり見ながら個々の職員の給与水準が適正かどうかということを見なければいけないといふふうに思つています。

今、公表を義務付けるべきか、財務諸表の提出を株式会社についても義務付けるということについてのお尋ねがあつたかというふうに思ひますたが、財務諸表につきましては人件費支出の総額がこういう形で、今お配りいただいていますけれども、記載されているので、まあこれはこれで個々の職員の給与水準の適正さを判断するのは難しいと思いますけれども、公費が投入されている事業でありますので、適切なガバナンスを確保する観点から事業実施主体における情報の公開の在り方についてはこれはやはり御指摘のように重要な問題だというふうに考えておりますので、今後どのようにすべきか考えてまいりたいというふうに思ひます。

○片山大介君 是非よろしくお願いしたいと思ひます。

それで、時間ないんで早口で言いますが、その社会福祉法人なんか、去年、社福改革もやられてきた。だから、国としてもきちんとした私は実態把握をすべきだと思う、財務諸表を求めるなどして、これまでそれをやつてきていいんですね。そういうじやないと、実態把握をしないままに税金を投人しているというふうに思つています。

たいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○福島みづほ君 社民党的福島みづほです。

まず初めに、管理栄養士の問題、栄養士さんの問題についてお聞きします。

管り栄養士、栄養士の地域包括ケアシステムにおける役割についてお聞きします。

高齢化社会で自立した生活を維持していくためには、食が大切であり、地域における栄養のケアが必要です。管理栄養士、栄養士の専門的技術の活用がますます求められています。しかし、地域包括ケアシステムにおける専門職は、現在、社会福祉士、保健師、主任ケアマネの三職種のみであります。地域包括ケアセンターに管理栄養士の配置を明記し、地域に対する栄養管理支援を行つべきだと考えます。

○政府参考人(福島靖正君) お答えいたします。

地域包括ケアシステムにおける管理栄養士、栄養士の主な役割は、在宅療養をしている方を始めとした高齢者が食を楽しみ、自立した生活を送ることができるよう、疾病の状況や摂食嚥下機能に配慮した食事内容や食事形態等などの支援を行うことにあると考えております。

○片山大介君 地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のほか、地域の実情に応じて市町村の判断によって栄養士を含む職種の職員も配置することは可能となつておりますけれども、現段階では、地域包括支援センターの活動に参画している栄養士などの実績が少ない現状にある中で、まずは地域における活動実績を重ねることが重要であると考えております。

厚生労働省いたしましては、地域における栄養管理支援は重要な課題と認識しております。地域包括支援センターにおける管理栄養士、栄養士の活動への参画を進めてまいりたいと考えております。

○福島みづほ君 栄養士さんは法律上守秘義務規定がないことを理由に、地域ケアシステムでの医

療、介護ナームの情報連携の中で管理栄養士を含めるのはいかがかというふうに言われたことがあります。この排除は問題ではないや聞いております。この排除は問題ではないか。そして、栄養士法に管理栄養士、栄養士の守秘義務をきちっと規定し、むしろ積極的に地域ケアンシステムの中での登用をすべきだと考えますアシスティムの中での登用をすべきだと考えますが、いかがですか。

○政府参考人(福島靖正君) 管理栄養士、栄養士に関しまして、栄養士法上守秘義務の規定がないといふのは御指摘のとおりでございます。

地域包括支援センターなどが開催する地域ケア会議では、介護保険法上の規定によりまして、管理栄養士、栄養士を含む会議の構成員に対して守秘義務は課されておりますけれども、法上に守秘義務の規定がないということを理由に地域ケア会議への参加を拒否されることがあるとすれば、まずはその地域ケア会議の参加者には守秘義務が課されているということを丁寧に説明していくかと思いますけれども。

法律で規定するということにつきましては、これはもう昭和二十二年に栄養士法ができて以来ずっと規定がないわけですが、実際には、先ほど地域ケア会議以外でも様々な場面での個別のケースについての支援の会議の場に参画していると思います。

こういうときには、実際には関連する様々な取決め、例えば協定であるとか、そういうことの中で秘密保持については実際には適切に対応し得ると考えておりますけれども、しかし、管理栄養士、栄養士の活動領域がそれの人のケアに深く関わっていると、こういうことを考えますと、個人情報を使うことが多い職種であるということ、そして個人情報の保護に関する社会的な要請、重要性が高まっているということを踏まえると、栄養士法にその秘密保持義務を明記すべきと、今後、管理栄養士、栄養士が個別のケアを中心とした活動に参加しやすくなるという観点から、

○福島みずほ君 次に、GPIFとクラスター爆弾についてお聞きをします。

日本は二〇〇八年十一月にクラスター爆弾禁止条約に署名をしました。GPIFがクラスター爆弾メーカーであるテキストロン社の株を二〇一六年三月末時点で百九十一万五千五百六十四株を保有し、これらを運用しております。テキストロン社は二〇一六年九月にクラスター爆弾の製造を中止したとされていますが、GPIFの同社株保有は製造時点のものです。問題だと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(塙崎恭久君) GPIFの年金積立金の運用というのは、法令に基づいて、まず専ら被保険者の利益のためだけに運用するということが第一点。第二点は、市場や企業経営に直接の影響を与えないよう、株式投資に当たつては信託銀行等に投資一任をすると、こういう方針でございます。そして、特定の企業を投資対象としたり、逆に投資対象から外すということを政府あるいはGPIFが指示をすることはできない運用の形態を取っているわけでございます。

国民から預かれた貴重な積立金を大切に運用するためということでルールを明確にしているわけあります。専ら被保険者の利益のためだけに運用し、そして、GPIFは個別の銘柄の投資判断をしないという従来から守つてまいりました原則は極めて重要であって、特定の企業を投資対象から外すことなどを政府とかGPIFが指示することはできない仕組みは今後とも必要ではないかとうふうに考えております。

○福島みずほ君 GPIF側はどうですか。

○参考人(高橋則広君) GPIFは、独法通則法及びGPIF法に基づきまして設立された独立行政法人として、厚生年金保険及び国民年金の積立金の管理運用につきまして厚生労働大臣からの寄託を受けて業務を執行する立場であります。した

その守秘義務の取扱いについては栄養士会始め関係者の皆様の御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えます。

○福島みずほ君 非常に残念な答弁です。

先日、クラスター弾の廃絶を目指す国際的な非政府組織グループ、クラスター兵器連合の皆さんたちと意見交換をしました。GPIFとも意見交換したやに聞いております。ノルウェー政府年金基金においては、法律に基づいて倫理ガイドライン、エシカルガイドラインを定めた上で、独立の第三者機関である倫理委員会が同ガイドラインに反する企業の除外を勧告するという方式を取っております。こういった国は北欧を含め結構あるんですね。

今、エシカルというものはオリンピックを契機にも出ておりますが、この倫理的なことは極めて重要なと想います。GPIF、やはりこれ一定程度の規制をすべきでないか、どうですか。

○国務大臣(塙崎恭久君) 外国は外国のいろいろなやり方があって、例えばアメリカのように、市場運用は一切しないということでペイ・アズ・ユー・ゴーそのものをやっているという国もございまして、スウェーデンや今御指摘のノルウェー、これらのように年金基金が自ら株式の運用をアクティブにやっているという国もある、様々だと思います。

GPIFにつきましては、百兆円という巨大な年金積立金、これは世界最大でございますが、民間市場でこれを運用をするという形で国民からお預かりをいたしました貴重な積立金を適切に運用するために、先ほど申し上げたようなルールを取りつけるわけでございます。そのような状況にない海外の積立金と単純に比較していくのはいかがなものかというふうに考えております。

石綿による健康被害に遭われた方々に対する訴訟ですが、提訴後は百六十人以上が死亡しております。国の責任は明らかです。これ以上の裁判の長期化は人道上も許されない、直ちに補償あるいは謝罪に応するべきだと考えますが、いかがですか。

○大臣政務官(堀内詔子君) 建設作業従事者のアスベスト被害につきましては、現在、国及び建材メーカーを被告とする複数の訴訟が係争中であります。國の主張は引き続き裁判の中で明らかにさせていただくこととしております。

石綿による健康被害に遭われた方々に対する訴訟ですが、提訴後は百六十人以上が死亡しております。生きている間にもうこの救済すべきじゃないですか。一番で断罪されて、みんな遺影持つて裁判やっているんですよ。もう死んでいるんですよ。もうこれ一刻も早い救済をお願いを

が二百幾つなんですよ。私のホームページの方がまだまだいいねを押されている回数が多いかなと思うぐらい全く見られていないんですね。だから、なかなかこれは一般的にも知られている事例ではないのではないかと。

子供たちにいろいろ私も聞いてみましたら、このスマートドッグの一つでカフェインがかなり多用されている、今はカフェインモカというような錠剤じゃなくてエナジードリンクに代わってきているよという情報を得ました。いわゆるエナジードリンクをコンビニで簡単に買うことができます。

実にこのエナジードリンク 清涼飲料水の扱い
でございます。食品衛生法に基づくために 薬機
法に基づくような栄養ドリンクと比較して基準が
大変甘くて、子供でも簡単に買うことができる
す。飲料水ですので、カフェイン量というものは
特に定められておりません。医薬部外品であれ
ば、栄養ドリンクというのは一日に一本五十ミリリ
ットルまでという基準があるんです。ですから、
エナジードリンクを大量に飲んで、そしておなか
の中からそのカフェインの錠剤が見付かったとい
うのが先ほどの死亡例でございます。実は、アメ
リカで売られているエナジードリンクの一部を、
医薬部外品になってしまってということで、ほ
かの成分に置き換えて清涼飲料水と売っている
ようなエナジードリンクというものもあることが
分かつてまいりました。

○政府参考人(北島智子君) カフェエインはコーヒー、紅茶、日本茶といった日常的に摂取される食品に多く含まれている物質であり、一般的にはこうした日常的な飲料を通じてカフェエインが摂取されているものと承知をしております。

一方、一部のエナジードリンクと言われるものには、コーヒー、紅茶、日本茶等よりカフェエイン

を多く含むものも御指摘のとおり存在をしていると承知しておりますが、パッケージ等で小児や妊娠婦等の攝取を控えるよう表示している例も多く存在していると承知しているところでございま
す。

○薬師寺みちよ君 では 子供たちがこのようないわゆるエナジードリンクを購入して飲むことができるということに対しても問題意識は厚労省としてはお持ちではないというふうに思つてよろしいですか。

○政府参考人(北島智子君) お答えいたします。エナジードリンクにつきましては、カフェイン

AD-I は設定されておりません。

一方、例えばカナダなどにおきましては、子供のカフェインの摂取について、四歳から六歳の子供では一日当たり四十五ミリグラムを推奨最大摂取量として示すなど、諸外国においては消費者向けに注意喚起をしていくと承知しております。また、国内に流通するいわゆるエナジードリンクにおいては、先ほど申し上げましたように、小児や妊婦に対して飲用を控えるよう表示をされているという例も多いと承知しております。

こうした状況も踏まえまして、厚生労働省としては、エナジードリンクに限らず、力フェインの摂取について注意喚起を行うことを具体的に検討してまいりたいと考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

では、現在どのような表示になつてあるかといふ

○政府参考人(吉井巧君)　お答えをいたします。
　御指摘のカフェインを始めとしたしまして食品
　中に使用されている食品添加物につきましては、
　食品表示基準、これ第三条に基づきまして、容器
　包装に表示する義務がございます。カフェインを
　使用した場合には、カフェインが容器包装に表示
　をされるとのこととなります。例えば御指摘の
　いわゆるエナジードリンク、これにカフェインを

使用した場合には、容器包装に添加物としてカフェエインが表示をされることとなります。

なお、カフェエインの過剰摂取に関する注意喚起につきましては、法令上の表示義務はないものの、任意で容器包装に注意喚起を行っている事例

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。
北島部長、もう一度確認させてください。
今ございましたように、表示義務はございません
よ。しかし、妊婦であつたり子供たちへの影響と
いうものは、皆様方のお手元にお配りしております
。食品安全委員会のファクトシートの中でも海外

○政府参考人(北島智子君) 御指摘のとおり、妊娠産婦や小児に対するカフェエインの影響に鑑みまして、エナジードリンクに限らず、カフェエインの過剰摂取に関する注意喚起を行うことをしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

大臣、いろいろお聞きいただいたと思いま
す。スマートドラッグというその言葉も、結構五
〇%ぐらいの子供たちが知っているというような
研究の論文も私読ませていただきました。大変い
るんなところで子供たち、成績を上げるためにと
表示の仕方について消費者庁としつかり連携をし
ながら考えていくべきだと思う。それを前向きに
御検討いただくということでよろしくございま
すか。

いうところで、今、ネット社会の中でいろんな情報が反乱をし過ぎてしまって、自由に購入しようと思えば、先ほど申し上げたような実は精神疾患の治療薬なんかも簡単に手に入ってしまって、それを服用する。

たといふようなものもございました。」
「どうい形
で、このスマートドラッグについては、もう少し
厚生労働省もしつかり他省庁と連携をしながら私
は前向きに考えていただきたいと思います。

付けておりますけれども、悪影響を及ぼすのでは
ないのかなという懸念があるので、情報収集を行
い、リスクに関する情報を提供することが重要で
あるとしただけで、それを注意喚起もしていない
んですね。ですから、しっかりとこれからこれを前
進させていくにはどうしたらいいかというと、
やっぱり厚生労働省の指示がなければ自分たちも

動けませんと、諮詢をしていただきたいというふうに昨日御意見をいただきました。

ですから、これだけではなく、先ほどの消費者庁もそうです。やつぱり厚生労働省がしつかり旗を振つていただかないと、ほかの省庁もやつぱり、食品添加物、厚生労働省として認めているからというような御意見もございましたので、しつかりそこは連携して調査研究を進めていただきたいんですけども、大臣の御意見をいただけますでしょうか。

○國務大臣(塙崎恭久君) 先ほど来議論が行われているように、このスマートドラッグにつきましては、保健衛生上のリスクがやはりあるのではないかということで私どもも認識をしているわけでありますと、厚労省はこれまで、無承認医薬品などの販売を行つてあるサイトを発見してその削除をプロバイダーなどに依頼をするインターネットパトロール事業というのをやつてしまいりました

が、この指摘を、今この議論のやり取りの中で御指摘を踏まえて、スマートドラッグについても新たにパトロール事業の対象に加えようというふうに考えます。

今後、文科省を始め他省庁ともしっかりと連携をして、厚労省も問題の把握を更に進めて、インターネットを通じた個人輸入が主なルートの一つであるわけでありますから、このスマートドラッグを容易に入手できないように取組の強化を検討したいと思っております。

また、清涼飲料水であることを含むナシードリックに付いては、その一部にヨーロッパや日本茶によるカフェインを多く含むものが存在している。これらは子供たるものとして危険でないかといふことだ。これは子供たるものとして危険でないかといふことだ。これは子供たるものとして危険でないかといふことだ。

ナシードリンクを始めとした食品中のカフェインの摂取についてでは、まずは製品の販売実態、事業者による消費者への注意喚起の取組などを把握をして、余り厚労省のやむを得ない把握をしていくわけではいられない。今、食品安全委員会に対する検討するまえに、これをやるとともに、それを踏まえて過剰摂取に対する注意喚起についても検討する。今、食品安全委員会に対する検討するか検討しておこなったことについて思いますが。

○薬局販賣部　ありがとうございました。情報が氾濫する時代では、心配になります。特に子供たちに対するお薬については、実はこれ、少し前でしたら生活保護の申請方がお薬を病院からもらひて、それを販売するところでした。個人輸入という形に変わってしまったのです。個人輸入手法は変わっています。その中で厚労省がつけていたものが御検討いただきたいと思います。今まで終わります。ありがとうございました。

○森眞長(厚生田俊輔)　本田の調査なりの程度になりました。生活保護の方がお薬を病院からもらひて、それを販売するところでした。個人輸入という形に変わったかと思つてやがた、今、個人輸入という形に変わったのです。個人輸入手法は変わっています。その中で厚労省がつけていたものが御検討いただきたいと思います。今まで終わります。ありがとうございました。

○森眞長(厚生田俊輔)　本日の調査なりの程度になりました。

○森眞長(厚生田俊輔)　医療法等の一部を改正する法律案を議題としたしました。塙崎厚生労働大臣。

○国務大臣(塙崎恭次郎)　ただしこそ議題となるべき医療法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

近年、遺伝子情報を用いた治療など医療技術が進歩する一方で、高度な医療を提供する特定機能病院における医療安全に関する重大事案が相次ぐなど、医療を取り巻く環境が大きく変化する

中で、遺伝子情報を含めた検体検査の精度を確保するため、特定機能病院におけるガバナンス改革を含めた高度な医療安全管理体制を確立する

こと等によりて、安全で適切な医療を提供する体制を整備するため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、遺伝子情報を用いた医療の実用化等に向けて検体検査の精度を確保するため、医療機関の中でも検体検査を行う施設に関する基準の創設、衛生検査所等において行われる検体検査の精度の確保に関する基準の明確化等を行います。

第二に、特定機能病院におけるガバナンス体制を強化し、高度な医療安全管理体制を確立するため、特定機能病院が医療の高度の安全を確保する必要があることを法律上明記をし、多職種で構成される合議体の決議に基いて管理運営の確保、管理者の選任方法の透明化とその権限の明確化の義務付け等の措置を講じます。

第三に、医療機関のウェブサイト等についても虚偽の広告等を禁止するなど、医療広告規制の見直しを行います。

第四に、持分の定めのない医療法人への移行促進、法人経営の透明化等のため、移行計画の認定基準等の見直しを行ふとともに、認定期限の延長を行ふことになります。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日以後としておきます。

以上が、この法律案の趣旨です。

[終回] 腎器移植の実施状況			
腎器移植の実施状況等に関する報告書			
平成29年5月30日			厚生労働省
1. 移植希望登録者数	○ 移植希望登録者数は、平成29年3月31日現在、全国で、心臓583名、肺315名、心肺同時(心臓と肺を同時に移植)4名、肝臓314名、腎臓12,276名、肝腎同時(肝臓と腎臓を同時に移植)11名、脾臓39名、腎腎同時(腎臓と腎臓を同時に移植)145名、小腸3名、肝小腸同時(肝臓と小腸を同時に移植)0名、眼球(角膜)2,042名となっている。		
2. 移植実施数	○ 腎器の移植に関する法律(平成9年法律第104号。以下「腎器移植法」という。)に基づき、平成28年には、72名の脳死した者の身体からの腎器提供が行われた。また、心停止後の提供を含む臓器ごとの移植の実施数等は、下表のとおりとなっている。 なお、括弧内の数字は、平成9年10月16日(腎器移植法の施行の日)から平成29年3月31日までの間の腎器移植の実施数等の累計である。また、平成9年10月16日から平成29年3月31日までの間に、腎器移植法に基づき合計で441名の脳死した者の身体からの腎器提供が行われている。		
提供者数	○ 提供者数 脳死した者からの提供数 脳死した者の身体からの移植数		
心臓	(331名)	(331名)	(331件)
肺	(290名)	(290名)	(350件)
肝臓	(364名)	(364名)	(392件)
腎臓	(1,783名)	(406名)	(799件)
脾臓	(297名)	(293名)	(293件)
小腸	(14名)	(14名)	(14件)
眼球(角膜)	(18,378名)	(179名)	(341件)

(注1) 上記のほか、腎器移植法に基づき脳死判定は行われたが腎器提供に至らなかつた者が1名いる(平成2年度の事例)。

(注2) 心臓及び肺の移植実施件数のうち、心肺同時移植は3件(平成20年度、平成25年度及び平成28年度に実施)となっている。

(注3) 脾臓及び腎臓の移植実施件数のうち、脾腎同時移植は平成28年度で37件、累計で241件

(心停止下を含む。)となっている。

(注4) 肝臓及び腎臓の移植実施件数のうち、肝腎同時移植は10件(平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度及び平成28年度に実施)となっている。

○ 平成22年7月17日に臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第83号。以下「改正法」という。)が全面施行されたが、同日から平成29年3月31日までの間に、臓器移植法に基づき355名の脳死した者の身体からの臓器提供が行われている。このうち、改正法により新たに可能となつた、本人の書面による意思表示がなく家族の書面による承諾に基づく提供は269名である。また、同日現在、18歳未満の者からの脳死下での臓器提供は16名、そのうち15歳未満の小児からの臓器提供は13名となっている。

3. 臓器提供施設

○ 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供については、「[臓器の移植に関する法律]の運用に関する指針(ガイドライン)」(平成9年10月8日健医発第1320号厚生省保健医療局長通知。以下「ガイドライン」という。)により、当面は、下記1から3までの条件を全て満たしていいる施設に限定している。平成29年3月31日現在、下記(3)ア)からオ)までに該当する施設は896施設であり、そのうち、厚生労働省の照会に対して「臓器提供施設としての必要な体制を整えていいる」と回答した施設は435施設、さらに「18歳未満の者からの臓器提供を行うために必要な体制を整えている」と回答した施設は269施設となっている。

- (1) 臓器摘出の場を提供する等のために必要な体制が確保されており、当該施設全体について、脳死した者の身体からの臓器摘出を行うことに関して合意が得られていること。なお、その際、施設内の倫理委員会等の委員会で臓器提供に関して承認が行われていること。
- (2) 適正な脳死判定を行う体制があること。
- (3) 救急医療等の関連分野において高度の医療を行う次のいずれかの施設であること。

ア) 大学附属病院

イ) 日本救急医学会の指導医指定施設

ウ) 日本脳神経外科学会の基幹施設又は研修施設

エ) 救命救急センターとして認定された施設

オ) 日本小児総合医療施設協議会の会員施設

4. 移植実施施設

○ 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器の移植の実施については、ガイドラインにより、移植関係学会合同委員会において選定された施設に限定しており、平成29年3月31日現在の移植実施施設の選定状況は、下表のとおりとなっている。

	施設数	備考
心臓移植	9 施設	うち4施設は患者が11歳未満の場合も対応可
肺移植	10 施設	うち1施設は心肺同時移植のみ対応可
(心肺同時移植)	3 施設	上記各施設(心臓移植及び肺移植それぞれ)の再掲
肝臓移植	25 施設	うち1施設は患者が18歳未満の場合のみ対応可、1施設は患者が18歳未満の場合又は当該施設において18歳未満で移植希

5. 臓器あっせん機関の現状

臓器移植	18施設	登録をした場合に対応可
小腸移植	12施設	

(1) 公益社団法人日本臓器移植ネットワーク

○ 公益社団法人日本臓器移植ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)は、心臓、肺、肝臓、腎臓、膀胱及び小腸のあっせんを全国一元的に行う臓器あっせん機関として、普及啓発活動、移植希望者の登録及び移植実施施設への臓器のあっせん等の活動を行っている。

○ 移植を受ける患者の選択は、ネットワークにおいて「臓器提供者(ドナー)適応基準及び移植希望者(レシピエント)選択基準について」(平成9年10月16日健医発第1371号厚生省保健医療局长通知)に定める選択基準に基づいて実施されている。

○ なお、平成29年1月26日にネットワークにおける心臓のあっせん誤りが判明した。これを受け、厚生労働大臣は、同年1月27日に、ネットワークに対し、第三者調査チームを設置し、あっせん誤りの原因の検証と再発防止策の検証を行い、その結果を報告するよう指示した。同年3月29日に、第三者調査チームにおいて、「報告書～心臓あっせん誤りの原因検証結果と、国民からの信頼を回復するための再発防止策の提言～」が取りまとめられ、あっせん誤りが生じた直接的な原因は、レシピエントを検索するシステムの開発業者による初步的なプログラムミスであること、再発防止に向けて、ネットワークは新たな運営体制を構築すること等の提言がなされ、現在、ネットワークにおいて新たな運営体制の整備等の改革が行われている。

(2) 眼球あっせん機関

○ 全国で54(平成29年3月31日現在)の眼球あっせん機関が、普及啓発活動、移植希望者の登録、移植実施施設への角膜のあっせん等の活動を実施している。また、臓器提供意思表示カードの普及活動とは別に、独自に角膜等の提供希望者の登録を行っている。

第2 移植結果

○ 平成9年10月16日(臓器移植法の施行の日)以降実施された心臓、肺、肝臓、腎臓、膀胱及び小腸の移植に関する生存率(移植術を受けた患者のうち一定期間後に生存している者の割合)及び生着率(移植術を受けた患者のうち、移植された臓器がある期間の後に免疫反応による拒絶反応や機能不全に陥ることなく体内で機能している者の割合)は、以下のとおりである。

	生存率					生着率				
	1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年
心臓	96.2%	95.0%	94.1%	93.0%	91.6%	96.2%	95.0%	94.1%	93.0%	91.6%
肺	87.6%	84.0%	79.3%	76.6%	73.0%	87.4%	83.4%	78.7%	75.4%	71.2%
肝臓	87.8%	84.5%	84.1%	82.6%	82.6%	87.3%	84.0%	83.6%	81.6%	81.6%
腎臓	96.5%	95.0%	93.6%	92.1%	90.9%	89.2%	85.9%	83.1%	80.0%	77.4%
膀胱	96.1%	95.6%	95.6%	94.9%	94.9%	87.2%	85.0%	81.5%	79.0%	76.8%

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第一三三六号 平成二十九年五月十八日受理
介護保険制度の見直しに関する請願

請願者 奈良県橿原市 壱多良男 外四百八十三名

紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第一三三七号 平成二十九年五月十八日受理
介護保険制度の見直しに関する請願

請願者 奈良県大和郡山市 中村清子 外四百八十三名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第一三三八号 平成二十九年五月十八日受理
介護保険制度の見直しに関する請願

請願者 奈良市 小林一晶 外四百八十三名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第一三三九号 平成二十九年五月十八日受理
国の責任で、お金の心配なく誰もが必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 山梨県南アルプス市 鈴木芽依 外一千三百九十六名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一三四〇号 平成二十九年五月十八日受理
国の責任で、お金の心配なく誰もが必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 山梨県甲府市 千野京子 外二千三百九十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一三四一號 平成二十九年五月十八日受理
国の責任で、お金の心配なく誰もが必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 山梨市 河合正太郎 外二千三百九十六名

紹介議員 岩瀬 友君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一三四二号 平成二十九年五月十八日受理
国の責任で、お金の心配なく誰もが必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 山梨県甲府市 保坂憲吾 外二千三百九十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一三四三号 平成二十九年五月十八日受理
国の責任で、お金の心配なく誰もが必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 山梨県甲府市 飯島秀人 外二千三百九十六名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一三四四号 平成二十九年五月十八日受理
国の責任で、お金の心配なく誰もが必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 山梨県笛吹市 福田きよの 外二千三百九十六名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一三四五号 平成二十九年五月十八日受理
国の責任で、お金の心配なく誰もが必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願

請願者 山梨県南アルプス市 有野美春 外二千三百九十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

五 当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所の名称、住所及び連絡先

六 その他厚生労働省令で定める事項

2 助産所の管理者は、妊婦等又はその家族の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。

3 生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。

4 医療法等の一部を改正する法律案

5 五月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、医療法等の一部を改正する法律案

6 第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の四」を「第六条の四の二」に改める。

7 第五条第一項中「については」の下に、「第六条の四の二」を加える。

8 第六条の三第三項中「事項を」の下に「電磁的方法」を、「利用する方法」の下に「を」をいう。次条第二項及び第六条の四の二第二項において同じ。」を加える。

9 第六条の四第二項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改め、第二章第一節中同条の次に次の一条を加える。

10 第六条の四の二 助産所の管理者(出張のみによつてその業務に従事する助産師にあつては当該助産師。次項において同じ。)は、妊婦又は産婦(以下この条及び第十九条第二項において「妊婦等」という。)の助産を行ふことを約したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊婦等の助産を担当する助産師に

11 第六条の五を次のように改める。

12 第六条の五 何人も、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に關して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示(以下この節において単に「広告」といふ。)をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

13 第六条の五を次のように改める。

14 第六条の五 何人も、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に關して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示(以下この節において単に「広告」といふ。)をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

15 第六条の五を次のように改める。

16 第六条の五 何人も、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に關して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示(以下この節において単に「広告」といふ。)をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

17 第六条の五を次のように改める。

18 第六条の五 何人も、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に關して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示(以下この節において単に「広告」といふ。)をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

19 第六条の五を次のように改める。

20 第六条の五を次のように改める。

2 前項の規定による特定機能病院の管理者の選任は、厚生労働省令で定めるところにより、特定機能病院の開設者と厚生労働省令で定める特別の関係がある者以外の者を構成員に含む管理者となる者を選考するための合議体を設置し、その審査の結果を踏まえて行わなければならない。

第十五条第一項中「その病院」を「この法律に定める管理者の責務を果たせるよう、当該病院に、「その業務遂行に欠けるところのないよう」を「その他当該病院又は診療所の管理及び運営につき」に改め、同条第二項中「管理者は、」の下に「この法律に定める管理者の責務を果たせるよう、当該を加え、「その業務遂行に遺憾のないよう」を「その他当該助産所の管理及び運営につき」に改める。

第十五条の二中「管理者は、」の下に「前項に定めるもののほか」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

一 臨床検査技師等に関する法律第十条の三第一項の登録を受けた衛生検査所の開設者

二 病院又は診療所その他厚生労働省令で定める場所において検体検査の業務を行う者であつて、その者が検体検査の業務を行つ施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項が検体検査の業務の適正な実施に必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの

第十五条の二を第十五条の三とし、第十五条の次に次の二条を加える。

第十五条の二 病院、診療所又は助産所の管理者は、当該病院、診療所又は助産所において検体検査の業務を行つ施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項が検体検査の業務の適正な実施に必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの

第十五条の二 病院、診療所又は助産所において臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二条に規定する検査(以下この条及び次条第一項において「検

体検査」という。)の業務を行う場合は、検体検査の業務を行う施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項を検体検査の業務の適正な実施に必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。

第十六条の三第一項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 医療の高度の安全を確保すること。

第十六条の三第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 特定機能病院の管理者は、特定機能病院の管理及び運営に関する事項のうち重要なものとして厚生労働省令で定めるものを行う場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該管理者並びに当該特定機能病院に勤務する医師、歯科医師、薬剤師及び看護師その他の者をもつて構成する合議体の決議に基づいて行わなければならない。

第十八条中「開設者」を「その開設者」に改めること。

第十九条の次に次の二条を加える。

二 当該特定機能病院の開設者は、当該

第十九条の二 特定機能病院の開設者は、当該特定機能病院の管理者による当該特定機能病院の管理及び運営に関する業務が適切に遂行されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特定機能病院の管理及び運営について当該管理者が有する権限を明らかにすること。

二 医療の安全の確保に関する監査委員会を

第十二条中「微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査」を「人体から排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるもの(以下「検体検査」という。)に改める。

第十五条第二号中「第二条に規定する検査(同

条の厚生労働省令で定める生理学的検査を除く。第二十条の三において同じ。)」を「検体検査」に、「政令の」を「政令で」に改める。

生労働省令で定める体制を整備すること。

四 その他当該管理者による当該特定機能病院の管理及び運営に関する業務の適切な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。

第二十四条の二 都道府県知事は、病院、診療所若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき(第二十三条の二又は前条第一項に規定する場合を除く。)は、この法律の施行に必要な限度において、当該病院、診療所又は助産所の開設者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の開設者が同項の規定による命令に従わないときは、都道府県知事は、当該開設者に対し、期間を定めて、その開設する病院、診療所又は助産所の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第二十五条第二項中「ときは」の下に「、この法律の施行に必要な限度において」を加え、「又は助産所を「若しくは助産所」に、「又は管理者」を「若しくは管理者」に、「命ずる」を「命じ」、又は当該職員に、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者の事務所その他の当該病院、診療所

一項の下に「又は第二項」を加える。

第三十条及び第七十四条第一項中「第二十四条第一項」の下に「、第二十四条の二」を加える。

二 第八十七条第一号中「第六条の五第三項」を「第六条の五第一項」に、「第六条の七第二項」を「第六条の七第一項」に改める。

三 第十条、第十一條、第十二條に改め、同条第一号中「若しくは第三項」を「から第三項まで」に改める。

四 第八十九条第一号中「から第十二条まで」を「、第十条、第十一條、第十二條」に改め、同条第一号中「若しくは第三項」を「から第三項まで」に改める。

五 第八十九条第一号中「臨床検査技師等に関する法律の一部改正」を「第三条 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

六 第二十九条第一項中「又は開設者」を「又はその開設者」に改め、同項第三号中「第二十四条第一項」の下に「、第二十四条の二第二項」を加え、「第二十四条の二」を「第二十四条第一項」に改める。

若しくは助産所の運営に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させる」に改め、同条第五項中「及び第三項」を「から第三項まで」に改める。

五 第二十九条第一項中「開設者」を「その開設者」に改める。

第六条の三第一項中「人体から排出され、又は採取された検体について第二条に規定する検査」を「検体検査」に改め、「診療所」の下に「、助産所」を加え、「厚生労働省令の」を「厚生

<p>労働省令で」に改め、同条第二項中「管理組織」の下に、「検体検査の精度の確保の方法」を加え、「第二条に規定する検査の業務(以下「検査業務」という。)」を「検体検査の業務」に改め、同条第三項第三号中「検査業務」を「検体検査の業務」に改める。</p> <p>第二十条の四第三項中「管理組織」の下に、「検査業務」を「検体検査の業務」に改め。</p> <p>第二十条の六中「検査業務」を「検体検査の業務」に、「又は管理組織」を「管理組織又は検体検査の精度の確保の方法」に改める。</p> <p>第二十条の七中「管理組織」の下に、「検体検査の精度の確保の方法」を加える。</p> <p>第四章の二を第五章とし、同章の次に次の一章を加える。</p>
<p>(経過措置)</p> <p>第六章 雜則</p> <p>第二十条の十 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。</p> <p>(良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第二十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。</p> <p>(附則第十条の八中「実施状況」の下に「及び当該認定医療法人の運営の状況」を加える。)</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>一 第四条中良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(確立(附則第七条及び第八条において「平成十八年改正法」という。)附則第十条の三第五項の改正規定並びに附則第三条、第九条及び第十三条の規定 公布の日)</p> <p>二 第一条及び第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第七条、第八条及び第十二条の規定 平成二十九年十月一日</p> <p>三 第二条中医療法第十五条の二の改正規定及び同条を同法第十五条の三とし、同法第十五条の次に一条を加える改正規定並びに第三条の規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日</p>
<p>(医療法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の医療法(以下この条において「第二号新医療法」という。)第六条の四の二の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日(附則第七条第一項及び第八条第一項において「第二号施行日」という。)以後に、その他の厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。</p> <p>附則第十条の三第五項中「地域における医療</p> <p>及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を経過する日」を「平成三十二年九月三十日」に改める。</p> <p>附則第十条の六中「なつた」の下に「日から六年を経過した」を加える。</p> <p>附則第十条の八中「実施状況」の下に「及び当該認定医療法人の運営の状況」を加える。</p> <p>附則第十条の八中「実施状況」の下に「及び当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第二号新医療法第六条の四の二第一項に規定する助産所の管理者が助産を行ふことを約した場合について適用する。</p> <p>第三条 第二条の規定による改正後の医療法(以下「新医療法」という。)第六条の五第二項第四号若しくは第三項の厚生労働省令の制定の立案又は同項第八号若しくは第十二号から第十四号までに掲げる事項の案の作成については、厚生労働大臣は、この法律の施行の日(次条第二項及び附則第五条において「施行日」という。)前においても診療に関する学識経験者の団体の意見を聴くことができる。</p> <p>第四条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の医療法(次項及び附則第六条第二項において「旧医療法」という。)第六条の六第一項の規定によりされている許可是、新医療法第六条の六第一項の許可とみなす。</p> <p>2 施行日前にされた旧医療法第六条の八第二項の規定による広告の中止又はその内容の是正の命令(当該中止又は是正の期限が施行日以後に到来するものに限る。)は、新医療法第六条の八第二項の規定による同項に規定する広告の中止又はその内容の是正の命令とみなす。</p> <p>第五条 新医療法第十条の二の規定は、医療法第四条の二第一項に規定する特定機能病院の開設者が、施行日以後に、当該特定機能病院の管理者を選任する場合について適用する。</p> <p>第六条 新医療法第十五条の二の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(次項において「第二号施行日」という。)以後に行う新医療法第十五条の二に規定する検体検査(同項において「新検体検査」という。)の業務について適用する。</p> <p>2 新医療法第十五条の三第一項の規定は、第三号施行日以後に委託する新検体検査の業務について適用し、第三号施行日前に旧医療法第十五条の二の規定により委託された人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査又は生化学的検査の業務については、なお従前の例による。</p> <p>(平成十八年改正法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第七条 第二号施行日前認定医療法人(第二号施行日前認定(第二号施行日前にされた平成十八年改正法附則第十条の三第二項の認定をいう。)以下この項並びに次条第一項及び第二項において同じ。)を受けて平成十八年改正法附則第十条の二に規定する経過措置医療法人をいう。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。)に係る第二号施行日前認定移行計画(第二号施行日前認定に係る移行計画(平成十八年改正法附則第十条の三第一項に規定する移行計画をいう。)次条第三項において同じ。)をいう。同条第一項及び第二項において同じ。)の変更について第二号施行日以後に厚生労働大臣が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の認定を行ふ場合における同条第五項の規定の適用については、同項中「前条第四項」とあるのは、「前条第四項(第四号を除く。)」とする。</p> <p>2 第二号施行日前認定医療法人については、第四条の規定による改正後の平成十八年改正法(次条第一項及び第三項において「新平成十八年改正法」という。)附則第十条の六から第十条の八までの規定は適用せず、第四条の規定による改正前の平成十八年改正法附則第十条の六から第十条の八までの規定は、なおその効力を有する。</p> <p>第八条 第二号施行日前認定医療法人であつて、第一号施行日前認定を受けた日から第二号施行日前認定移行計画に記載された平成十八年改正法附則第十条の三第二項第四号に掲げる移行の期限(以下この項において「移行期限」という。)までの間にあるものは、第一号施行日から当該移行期限までの間のいずれかの日において、同条第一項の認定を受けることができる。この場合における新平成十八年改正法附則第十条の三四項の規定の適用については、同項第三号中「第一項の認定の日」とあるのは、「医療法</p>

等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第号)附則第七条第一項に規定する第二号施行日前認定を受けた日」とする。

- 2 第二号施行日前認定医療法人が前項の規定による平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定(以下この項及び次項において「特例認定」という。)を受けたときは、当該第二号施行日前認定医療法人が受けた第一号施行日前認定第二号施行日前認定移行計画に係る平成十八年改正法附則第十条の四第一項の認定を含む。)は、当該特例認定を受けた日から将来に向かってその効力を失う。

3 特例認定に係る移行計画の変更について厚生労働大臣が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の認定を行う場合における同条第五項において準用する新平成十八年改正法附則第十条の三第四項の規定の適用については、同項第三号中「第一項の認定の日」とあるのは、「医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第号)附則第七条第一項に規定する第二号施行日前認定を受けた日」とする。

- (検討)
- 第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

- 第十条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。
- 第一百条第五項中「同条第一項第一号」を「同条第三項第一号」に改め、同条第六項中「第六条の五第一項第六号」を「第六条の五第三項第七号」に改め、「歯科医師」とあり、「の下に並びに」を加え、同条第七項の表第八十七条第一号の項中「第六条の五第三項」を「第六条の五第一項」に改め、同表第八十九条第一号の項中「から第十

二条まで」を削る。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十一条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のようにより改正する。

- 第十八条第五項中「第六条の五第一項」を「第六条の五第三項」に、「を広告する」を「の広告をする。」とするに改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 第十二条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。